
令和5年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和5年3月7日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和5年3月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第15号、議案第16号、議案第19号、議案第18号、議案第20号、議案第22号～議案第24号、議案第2号、議案第7号、議案第9号)

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第15号、議案第16号、議案第19号、議案第18号、議案第20号、議案第22号～議案第24号、議案第2号)

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	竹上 欣宏君		

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それじゃあ、改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可いたします。3番、高松幸茂議員の発言を許可します。3番、高松幸茂議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 皆様、おはようございます。3番、高松幸茂です。

議長の許可をいただきまして今回も一般質問をさせていただきますが、その前に、奨学金返還支援補助金の創設について、私は9月議会、それから高木議員は12月議会の一般質問の中でこの補助金制度のような支援を提案しましたが、昨日の質疑の中でも触れられましたが、今回の予算案に取り入れていただきまして大変うれしく思っております。これにより、都会に出て学んだ

学生がU J I ターンして、うきは市に定着して活躍していただくことが期待できるものと思います。

それでは、今回も質問と提案をいたしますので、ぜひ、これからのうきは市のための施策として取り入れていただきたいと思います。

協働のまちづくりへの取組については、これまでの一般質問で毎回取り上げてきましたが、大変重要なことですから、今回はこれに絞ります。とは申しましても、まちづくりという大きいテーマですから、広い範囲に影響があります。住民の皆さんはもちろん、市役所の職員、市内に通勤・通学してこられる皆さん、これから生まれてくる子供たち、移住してこられる方々、連携していく近隣の自治体の皆さんにも関係することとして、皆さんとともにしっかり考えたいと思います。

情報公開の在り方については、市長と私とでは認識のずれがあるようですので、そのずれを明らかにできるか、修正できるかというようなことを意識しながら、これまでと現在の協働の在り方、あるいは市民への、まちづくり基本条例への理念を浸透させる方策、さらには若者の政治参加に役に立ちそうな取組について順次見解を伺いたいと思います。

これより、通告書に基づいてお尋ねします。

協働のまちづくりについて。うきは市協働のまちづくり基本条例について、これまでの定例会において一般質問を行ってきましたが、関連して質問を行います。

1番、平成28年4月のうきは市協働のまちづくり推進指針では、第4章、推進の具体的な方策の中に協働のまちづくりの領域と形態についての説明があり、行政の活動領域と市民の活動領域の重なり合う領域が協働しやすい領域とされています。

資料を作っております。皆さんのお手元の資料にもあると思いますが、すみません、日付を間違っておりますので、訂正をお願いいたします。配付資料のほう、訂正をお願いします。

合併後の施設整備のうち、大型のものとして、体育館、図書館、るり色ふるさと館がありますが、それぞれの施設整備における行政と市民の関わりの度合いを、この指針のA市民主体の部分から、B市民主導、C双方同等、D行政主導、E行政主体というふうに分類されておりますが、分けて説明してありますが、このどの形態だったと考えられるか。

2番、現在うきは市が抱えている課題のうち、浮羽東高校跡地の活用と、うきは市民ホールの今後について、検討の進捗状況を伺います。

3番、2番目で取り上げた課題への市民の意見反映をどのような段階でどのように行うかについて、市長、教育長、それぞれのお考えを伺います。

4番目、大刀洗町では、行政施策に住民の意見を反映するために、毎年テーマを決めて無作為抽出で募集を行い、応募した一定以上の年齢の住民で住民協議会というものを構成して、対話を

通じて、まちづくりの方向性を答申しています。うきは市でもこれに取り組み、よりよい協働のまちづくりにつながり、若者の政治参加にも貢献できると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、協働のまちづくりについて大きく4点の御質問をいただきました。

まず1点目から4点目について私から答弁をさせていただきます、3点目につきましては、この後、教育長からも答弁をさせます。

1点目が、施設整備における行政と市民の関わり合いの度合いを、うきは市協働のまちづくり推進指針のAからEのどの形態だったと考えるかとの御質問であります、平成28年4月作成の「うきは市協働のまちづくり推進指針」において、「協働のまちづくりの領域と形態」が記載されており、市民の皆さんが責任を持って主体的に行う市民主体の領域をA、市民と行政の活動領域の重なり合う部分である「協働の領域」をその活動の主導割合によりBからD、そして行政が責任を持って主体的に行う行政主体の領域であるEと、全部で5つの領域に分類をしております。

今回御質問がありました3つの大型施設についてであります、体育館、いわゆる「うきはアリーナ」は、平成21年6月27日にグランドオープンをし、「うきは市立図書館」は平成21年4月7日に開館、そして、「るり色ふるさと館」は令和元年7月1日にオープンしております。これらの施設につきましては、審議会や関係団体等の御意見を十分に踏まえながら整備をしたものであります、大きな予算を伴い、長期の期間を要すること、関係機関などとの合意形成が重要な事業であることから、市民の皆様にご負担をいただくものではなく、私ども行政がしっかりとやらなければならないことであると考えております。したがって、「うきは市協働のまちづくり推進指針」の作成後にオープンをいたしました、「るり色ふるさと館」につきましては、Eの行政主体の領域であると考えております。

2点目の、浮羽東高等学校跡地の活用と、うきは市民ホールの今後についての御質問ですが、浮羽東高等学校跡地につきましては、敷地東側を流れる山曾谷川の改修計画の策定が久留米県土整備事務所で進められております、敷地東側部分が河川改修に当たるのではないかと考えております。よって、その部分をある程度外す形で、残りの跡地を民間事業者等に売却するところで内部検討を進めているところであります。前回の公募では住宅用地とすることなどの条件がありましたが、次回の公募では民間事業者等にどのように活用するのか様々な提案を募集し、その中から優れた提案を行った民間事業者等に売却を進めていきたいと考えております。条件が整い次第ではあります、来年度には公募を行いたいと考えております。

うきは市民ホール——かわせみホールについてであります、個別施設計画で「設備の老朽

化や不具合等で修理に多額の費用を要することから、短期的には、現状の維持を図り、ホール機能の中止及び用途変更を検討します。中長期的には、文化財関連の展示・収蔵施設への一部転用を含めた活用方法等について地域関係者との協議に努めます」としており、現状維持を図りながら、今後のホールの在り方について課題の整理等を行っているところでございます。かわせみホールは、文化サークル等の研修室利用のほかにも、避難所や選挙の投票所としても利用をされております。かわせみホールの在り方につきましては、うきは市民センターや歴史資料館、うきはアリーナ等の周辺施設を含めたエリアとしてどうするのか、地域の要望や意向を踏まえて検討してまいります。

3点目が、先ほど2点目で取り上げた課題への市民の意見反映をどのような段階でどのように行うのかという御質問でありました。浮羽東高等学校跡地につきましては、これまで、近隣の行政区から様々な意見や要望をいただいております。浸水被害が多発している県営河川山曾谷川の河川の改修要望を第一に考え、久留米県土整備事務所へ、その対策をお願いし、各種調査を実施していただきました。現在、具体的な改修案が検討されております。来年度以降、山曾谷川の改修について地元住民の方に説明を行うことになると思いますので、時期が合えば、浮羽東高等学校跡地につきましても併せて意見交換をさせていただきたいと考えております。最終的には公募により民間事業者等に売却する予定ですが、実現可能なよい提案を選定していきたいと考えております。

また、うきは市民ホールの今後につきましては、都市公園や複合施設などの様々な御意見をいただいております。昨日も高木議員のほうから要望をいただいているところであります。今後も地域の方々の御意見をいただきながら検討を進めていかなければならないと考えております。その上で、地域住民も参画していただく整備検討委員会を立ち上げ、整備計画を立案し、魅力ある空間に仕上げていきたいと考えております。

4点目の、大刀洗町で取り組まれている「住民協議会」をうきは市でも取り組んでみてはどうかという御質問でありましたが、うきは市では、案件ごとに審議会や委員会を設置して協議したり、御意見箱の設置やパブリックコメントの実施により、市民の方の意見を広く取り入れる取組を行っております。また、市民の皆さんによって運営されている自治協議会とも、連絡会議を通じて様々な情報の共有や意見交換等を行っております。

議員御指摘の無作為抽出による「住民協議会」も市民の皆様の意見を頂戴できる方法とは思いますが、案件に応じた課題、地域の抱えている課題は様々ですので、現状としましては、それぞれの案件に合った協議、意見の集約に努めていきたいと考えております。これからの市政運営において、市民の方々、特に若者の御意見や参画は、行政に限らず各地域課題の解決などあらゆる面において大変重要なことでもあります。今後とも様々な住民参画の手法を勉強しながら、うきは

市にとってよりよい方策を取り入れ、うきは市の「協働のまちづくり」と支援を進めてまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目で取り上げた課題への市民の意見反映をどのような段階でどのように行うかについての御質問でございますが、市長が答弁しましたとおり、うきは市民ホールについて今後整備を行う場合は、整備検討委員会を立ち上げ、地域住民の意見を取り入れていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） それでは、再質問に入ってまいります。

市立体育館と図書館については、このまちづくり推進指針のできる前のことということで、どれに当たるかという御回答はなかったわけですが、どう言います、市立体育館に関しましては、建設前に一市民として提案したことがありましたが、自分で保存していたはずの資料がちょっと見つかりませんでしたので具体的なことを申し上げるのを控えますけど、提案しましたけど、それを検討されたかどうか分からなくて、採用されなかったことは残念でした。

そして、図書館に関しては、12月議会では詳しく触れませんでした、今回、少し詳しく触れたいと思います。市立図書館は、先ほど市長もおっしゃったように、平成21年4月にオープンしましたが、そこに至る経過を知る人間として少しお話しします。

まちづくり基本条例を生かす意識が強かった私を含めて高木議員も中心的なメンバーとして関わっていた図書館をつくる会というのが立ち上げられていました。これは、図書館計画が具体的になっていない合併直後、アリーナの計画はどんどん進んでたんですけども、図書館を造るというのは合併協議の中で文字としては上がってたんですが、具体的な計画が動いていなかったということで、こういうつくる会を立ち上げて、で、うきは市にもちゃんとした図書館が欲しいと市民の有志で立ち上げたわけです。これが中心となって市民運動を始めまして、当時の怡土市長と市議会に請願に署名簿をつけて提出して、市民中心の建設検討委員会というのを設置してもらいました。そういう意味では、かなり協働を意識して動き始めたものだったと思っています。

そして、市の建設担当者による基本設計では、浮羽庁舎の2階フロアに図書館を設置するということでした。私たちは図書館についてかなりグループで勉強しておりましたので、図書館がリフォーム施設の2階というのは相当難しいと。床の強度が足りないはずだということでかなり申し上げて、いや、それでも市の建設担当の人たちは大丈夫だと言っているからと、この図書館計画の担当の方はおっしゃって、2階でということでお話かなり進んで、市民へ、こういう計画がありますというお話が出て、それで、実際造ろうとなったときには、やっぱり強度が足りなかったということで、1階に落ち着いて——現在の形に落ち着いたわけですけども、かなりや

り取りしていたというところは、協働ができた——うまい具合にはなかなかいきませんでしたけども、かなりできたものだと思っています。

その後、リフォーム図書館を造るのに秀でた方を準備室長としてお迎えして、初代館長も務めていただきました。市民と行政とが、特に計画を始める段階で市民が主導的に活動して、時期が来れば行政が主体となって進めるという形で推移しました。いろいろ市民の意見をなかなか取り入れてもらえないもどかしさとか、建物の構造上、真ん中にどうしても外せないものがありますので、そこが大きな制約にはなりましたけれども、結果としていいものになったとは思っています。

それから、るり色ふるさと館の場合には、市長は、このEの行政主体の部分に当たるとお答えいただきましたが、前回もお話ししましたように、最初は図書館の分館機能を造ってほしいという市民の要望があつたにもかかわらず、基本設計には取り入れてもらえず、それでもずっと言い続けて、縮小化されて現在の形になっております。出来上がって使っているうちに様々な不具合が見つかって、見つかるたびに、気がつくたびに申し上げて、階段からの転落防止には、今、後づけのものがつけてあります。

簡単に改善できることは、そんなふうに対策がされましたが、吹き抜けの部分の音響の悪さ、これも前回も申しあげましたけども、ロビーで人がにぎやかにしていると2階では話が聞き取りにくいぐらい音が響くということですが、これを改善するには、それなりの費用がかかるでしょうから、造る段階の内装の仕上げの材料を工夫することでかなり防げたはずだと後で悔やまれました。

ほかにもいろいろありますが、当時の関係者を責めるつもりはありません。しかし、将来の設備設計、施設整備、それから制度設計においても、ちょっとやり方を考えていただけるといいなと思います。行政主体とはおっしゃいますが、やはり市民の中に様々な要望があり、言い方は適切でないかもしれませんが、声の大きい人の声だけではなくて、もっと広く市民の意見を取り入れていただくという意味では、やり方を少し工夫していただいたほうがいいんじゃないかなと、そういうことが申し上げたいわけです。

資料の説明を少しさせていただきたいと思います。

これ、見にくいですね。動画を見ていただく方のためにちょっと用意したつもりでしたが、これは市のホームページにもありますので、よかったらダウンロードして見ていただけるといいと思います。協働のまちづくり推進指針というものです。その、これは27ページにある図です。この中で、協働のまちづくりの具体的な進め方について、先ほど市長もおっしゃいましたが、協働のまちづくりの領域と形態という考え方で説明してあります。市長、先ほどおっしゃいましたように、Aの市民主体の部分からEの行政主体の部分まで様々な協働の関わり方があり、協働

の形態があり、どんなふうにお互いに協働するかというようなことの説明になっておりますが、Eの行政主体と考えられている部分では、これ、協働できないのでしょうか。計画段階から市民参画できれば、よりよいまちづくりにつながるとは思います、市長の見解、いかがでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） どうも、ずっとこれまで高松議員とのやり取りの中で、協働と民意——市民の意見を取り入れたまちづくり、これが本当に重なり合っているところがあるもので、やはりきちっと整理しないといけないと思います。

やはり協働というのは、共通する——市民の皆さんと行政が共通する領域の課題の解決に向けて協力・協調する関係であって、この領域は市民の皆様も果たすべき役割と責務が伴う、責任が出るわけですね。しかし、私たちやはり行政が主体的にやらなくちゃいけないのは、責任を全部市民に転嫁するんじゃないなくて、我々がしっかりと受け止めて、その過程では、民意——市民の意見をしっかりと尊重しながらやっていく。これが基本だろうと、このように思っています。

その中で、今、平成28年4月に作成しました「うきは市協働のまちづくり推進指針」、ちょっとお持ちしましたが、この27ページ、今まさに大きく拡大されているところなんですけども、やはりこのBからEが協働の領域であります、しかし、我々が策定したこの条例の中では、このAの領域、市民主体の領域であっても、条例の第11条を見ていただければお分かりかと思いますが、積極的に市民が行うまちづくりに、いろんな補助金であったり、後援であったり、いろんな支援をやりましょうということがうたわれていますので、そういうことをやらせていただいております。

そして、もう一つ、行政が主体で行政が責任持ってやらなくちゃいけない領域のEについても、条例の第9条を見ていただければお分かりかもしれませんが、積極的に審議会とか、何とか実行委員会とか、こういう委員を公募して積極的に民意を取ってやりますよというところが条例でうたわれています。したがって、条例の中に、この民意と協働ががちゃがちゃ入っているところがありますので、議員がずっと吹っ切れないで私に質問されているかと思いますが、決して我々で行政が責任持って、私——最終的には私が民意で選ばれているわけですから、この私がやらなくちゃいけない世界で不具合があったら私が責任取るべき話で、市民に責任を転嫁する話ではないと、こういうことをまず基本的に分かっていたきたいなと、こう思います。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） この認識のずれを何とか埋めるというか、共通理解というか、していきたいとは思っているんですが、なかなか私も吹っ切れないといえますか、もやもやした部分がまだまだ残っております。

それは何によるものかというのをちょっと考えてみますと、この行政主体の部分でも、審議会

とか協議会、それからアンケートを取るとか、そういうことでされてるんですが、審議会に、いろんな団体の代表の方に来ていただいて、一般公募もしてメンバー構成されてます。そこに顔を出す方というのは、割と同じような方が多かったりとか、意識が、特定のテーマについて意識の高い方が応募してこられるということだとは思いますが。それが、多くの市民の意見を取り入れることにつながっているかという、なかなかそうになってない部分が多いんじゃないかというふうには、これまでいろんな——議員になる前からいろんなことをずっと考えてまして感じてきております。

審議会にも幾つも参加させていただきました。まず、そうですね、ちょっといろいろ原稿は作ってきたんですけども、それより直接お話ししたほうがいいと思って、今、思っていることをお話ししますと、まず、いろんな素案を作る段階で、職員の中でたたき台というのを作られているんだと思います。そこにはコンサルの方が入ってこられたりとかするんですが、市の、何と申しますかね、行政畑でずっと経験されてきたことで、職員は割と何年かで異動されますよね。異動されてすぐの方は、もちろんいろんな計画立てるの、先輩方の意見を聞いたりして苦労してつくられていると思いますが、どれぐらいフィットしたものになっているか。市民の意識にですね。

そんなことを考えると、もっともっと広い市民の意見を取り入れるために今回提案したみたいな大刀洗町でされているのは、くじ引き民主主義と言われたりしますけれども、無作為抽出なんですね。年齢もばらばら。本当に無作為ですから。ただ、テーマによっては選挙権のある方以上とか、若い方を入れる場合にはもう中学生ぐらいのレベルの方から無作為で抽出するとか、いろんなやり方されているみたいですが、大刀洗町に限らず日本全国いろんなところで試みられているそうです。そうすることによって、本当に多数の方の様々な意見を吸い上げることができて、それをそのまま行政施策に反映しないといけないというわけでもないんですね。そこから出てきた意見を報告書にまとめていただいて、その中から実現可能性とか、どれだけの期限でできるかとか、いろんなことを考えた上で、ここからは本当に行政の腕の見せどころで、施策を進めていくということになるわけですね。

例えばコンサルが入りますと、コンサルは、どうしても民間収益企業ですから、行政のやりたいことを付度という言葉正しいかどうかは分かりませんが、市民にあんまりフィットしなくても、これなら行政やりやすいだろうみたいなことで計画を提案してきたりとかすることが、私、とっても危惧しているんですね。これまで、いろんな基本計画つくるのにも関わらせて——審議会です、関わらせていただいたことありますけど、計画をつくるコンサルの方に、会議が終わった後に、ちょっと参考にしてくれということで御案内したことがあります。だけど、それは全然取り入れていただけなかったというような経験もありまして、ちょっとあんまり、何と申しますでしょうか、せつかくお金をかけても、どれだけ市の市民のためになるかというところを考える

と、少し工夫が要るなということ。

決してコンサルを使うとか、アンケートもそうなんですけれどもね、アンケートを作るときにも、素人といったら失礼ですけど、設問の作り方によって誘導することできるんですよ。私も市議としては素人ですけど——素人じゃないですね、選んでいただきましたから、もうプロ意識は持っているところですけども、アンケートというのは、設問によっていろんな誘導ができます。それ、何で私が言うかという、私、一応心理の専門家として、心理のアンケートというのを自分で作ります。作ったものの有効性やなんかを一般化しようと思ったら、何回もテストをして修正して、繰り返してやるんですね。でも、これは想像ですけど、行政が市民アンケートを取るときというのは、そう何回もテストもできないでしょうし、内部でやることはあるかもしれませんが。ぜひそれはやってほしいんですけども、できるだけ民意を、何と申しますかね、先入観なくと申しますか、誘導することなく吸い上げられるような、そういうふうなことを心がけていただきたいなということなんです。意識して誘導しなくても、こちらがこうなったらいいなと思うことが意識の中にありますと、無意識にそういうふうになっていくんですね。それでちょっと、要らんお世話かもしれないんですけど、これはぜひ、いい機会ですので、お伝えしたいなと思ったところです。

全然質問になってないんですけども、コメントありましたら、お願いできますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、様々な計画を策定するに当たりましてコンサルへ委託するケースも多うございます。その中で、やっぱり重要なのは、コンサル丸投げというのはあってはならないと、このように思っています。

昨日も都市計画準備課長の答弁にあったように、今後、都市計画をつくる上において、やはり市民の意見、いわゆる民意をどう把握するかというのを丁寧にやっていくという答弁があったかと思いますが、まさにそのようにやっていきたいなと、こう思っています。

今、高松議員がおっしゃっているのは、この民意の把握、あるいは市民参画の手法というのは、本当にいろんなやり方があると思います。その1つとして大刀洗町の手法、大刀洗町のやり方を今は提案されているわけなんですけど、ちょっとそのことにつきましては、所管の課長であります市民協働推進課長のほうにも答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤です。よろしく願いいたします。

大刀洗町の無作為抽出による住民協議会でございますけれども、私もちょっと大刀洗町のほうにいろいろお伺いしました。大刀洗町の手法でちょっとよかったことだと思ったのは、住民の意識が、やはり市の施策とか政治に向いてる——参画がちょっと進んだということをお伺いしま

した。

私も、特に若い方の世代の住民参画というのは重要なことだと思います。繰り返し答弁が重なるところがあると思いますが、いろんな手法を勉強しながら、広く市民の意見を取り入れて、今後も市の施策等に反映できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 大刀洗町の名前が何遍も出てきておりますけれども、近所では大刀洗町、ほかでも、たくさんの方がこの手法でまちづくりに取り組んでおいでです。

ちょっとせっかく資料を用意しましたので、説明させていただきます。

この1ページ目の下のほうから、対話を通じたまちづくり、それから2ページは全部そうなんですけれども、あんまりなじみの方もないかと思っておりますので、御紹介いたします。

対話を通じたということですが、対話というのは、これまで市長に提案してきた中では、市民との対話をとかいうようなことを何遍も申し上げてきたと思います。ここで言う対話というのは、市民同士でまちづくりの課題について話し合う場合の対話です。お互いに相手の意見をよく聞いて、それを尊重しつつ、さらによい案を練り上げていくという、そういう話し合いを指すものです。

先ほども、ちょっと適切な表現じゃなかったかもしれませんが、いわゆる声の大きい人とか、こだわりを持った人の発言で、その場が誘導されたりとか、そんなことが往々にしてあっていると思います。そうならないように、しっかりコントロールするファシリテーターが入って、そこにはいろんなルールがあります。否定をしないとか、それとか、発言しないことも認めて、促したりはある程度するかもしれませんが、次はあなたとかいうこともしないで、自由に発言していただいて、そういう自由に何でも思ったことを言える雰囲気の中でいろんなアイデアを出していただくと。で、そういうことをいろんなテーマでされています。

1ページ目の下のほうに書いているのが、くじ引き民主主義ということの説明なんですけど、全住民の中に無作為で案内状を送って、その案内状に応募してきた、さらに一部の方にはなりませんけれども、無作為ですので、中学生ぐらいから相当な御年配の方まで、男性、女性混ざり合っています。多くの審議会とか、例えば自治協の役員、大分女性が増えてはきてますけれども、かなり男性が多い。ジェンダー・ギャップ指数も日本はかなり下のほうになってますけれども、それがやっぱりうきは市でも起こっているんじゃないかと。それを防ぐ意味でも、この無作為抽出というのはとっても大事ということなんです。

先ほど江藤課長おっしゃっていたみたいに、住民の意識の変化がすばらしいんですね。人ごとじゃなくて自分ごととして捉えるようになった。そこで答申する答申書を作る段階で、いろんな

違った意見が出てきますけれども、まとめる段階で納得して、そうすることで人の意見もちゃんと受け入れることができるようになるというような効果も現れているみたいです。

ちょっと今日、本を持ってくるのを忘れたんですけども、くじ引き民主主義について事例を挙げた本がありまして、それによりますと、事例として、2ページの一番上になります。岡山県新庄村、議会が主催して自分ごと化会議を行ったりとか、その次が大刀洗町ですね、元祖住民協議会というふうに書いてありましたけれども、これ、構想日本という団体がありまして、その団体が大刀洗町で最初にやった例だそうです。それから、住民参加で公共施設を見直すということも香川県高松市ではやってあります。うきは市民ホール——かわせみホールにも、こんなことをやったらどうかなというようなことも考えました。

それから、住民が主催しているところもあります。島根県の松江市。それから、構想日本自体が、このコロナ禍で、いろんなことが制約が出てきたり、ウィズコロナの社会をどんなふうにしていくかというようなことをオンラインで開催したりというようなこともされています。

それから、大刀洗町の住民協議会についてもちょっと列挙しておりますけれども、2013年に、これが正式のスタートではないみたいですが、ごみ問題について住民協議会を始めています。これ、条例で設置しているんですね。それなりの拘束力といいますか、無視することはできないというような、そういう組織にしてあります。毎年、何らかのテーマで住民の意見を吸い上げてきて、特に、ごみ問題、ごみ行政については、2014年と2021年の2回取り上げてあって、この2021年の答申書を見ますと、「ごみを減らすために、わたしにできること」という副題がつけてあって、行政への要望じゃなくて、住民自らが自分たちでできることを探そうというようなことで始めて、これ、答申の中にこういうふうに出ているんですね。で、自分でごみを減らす。リユース、リサイクルする。それから、地域でリユースやリサイクルのマーケットを開く。資源回収ステーションを、その設置する費用は自治体に負担してもらっているようですけども、自分たちのところにそれをやろうと始めています。設置箇所が、毎年だったか数年ごとにだったか、徐々に増えてきているということです。先週だったですかね、大刀洗町にまた新しくごみステーションが増えましたというような記事も西日本新聞に載っていました。参加者へのアンケートがその答申書につけてあるんですけども、ごみ問題や税金の使い道への意識向上、参加意識の高まりがあったというような住民アンケートの結果でした——参加者アンケートですね、結果でした。

ちょっと上に戻りますけど、吹き出しに書いているところにあるんですが、こういう住民協議会の議論を通じて課題解決にも向かうことができているし、それから、会議に参加することでお互いの意見を尊重するという意識の変化、それから、人ごとだったのが自分ごとになってきたというようなこと、意識の変化が大きいということです。この会に参加した人たちが、終わった

後もOB・OG会みたいにして、それから先の住民協議会を支えるような役目になったりとか、自分たちで主催してお話合いをしたりとか、そんなことにまで結びついている。政治参加意識が随分高まっているということのようです。

他人ごとから自分ごとへということは何回か申し上げましたけども、その説明が——前後になりましたけど、その説明が下の部分です。公・私——公と私と官・民をちょっとどんなふうに捉えるかというのがぼんやりしてたんですけども、こういう図が参考にした本の中にあったので、それをさらに少し加工しました。普通、公のこと、みんなのことは行政がやるものだという意識があるんじゃないかと思うんですけども、これ、他人ごとの意識なんですよ。公のことであっても自分たちで関わることは結構やっているといます。その箱の下に書いているのが、公の内容を民が担っている例として、道路愛護ですとか公共交通、これも公共の公のことですけども、民間企業でやったり、自治体が運営している例もありますけど、これ、民が担っている例ですね。それから、読み聞かせボランティアなども公の施設の中で、皆さん、不特定多数の人を対象に読み聞かせをするという、そういうことですね。それから、公の部分でも自分たちで関わるというのが、自分ごととして捉える意識ということだと思います。これが、くじ引き民主主義のくじ引きで抽せんされて、選ばれて会議に参加した方には、そういう意識が随分育ってきているということですね。

これのいいところは、政治参加ということももちろんですし、それによって投票行動にもつながっていくものだと思います。今度の統一地方選挙を前に世の中では投票率がどうなるかとか、女性議員の比率がどうなるかとか、そういうことがしっかり話題になっています。うきは市は、統一地方選挙とは選挙の時期がダブっていないので、あんまり意識されてないかもしれませんが、これは、これから先のことを考えると、議員数が、定数割れをするんじゃないかとか、それとか、女性の意見、若者の意見をどう吸い上げていくかというところに、議員のそういう年齢構成のこととか、どう関わってくるかとかいうようなことにも大きく関わっていきますので、ぜひ市民の行政への意識、政治への意識というのを高めるためにも、何らかの形でこれからの施設整備、制度設計にも市民が関われるような、そういうことに取り組んでいただけると。すぐ効果が出るものじゃありません。大刀洗町でも何年も続けて、もう10年目になる。10年、2013年に仮——仮かどうかは分かりませんが、スタートしていますけど、10年たって、じわじわ効いてきている。人口も増えているわけですよ。そういうところですので、ぜひ長い目で見て、取り組み始めてはいかがかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、行政への市民の皆さんの参画の手法として、今、大刀洗町がやられている住民協議会の話の説明がありました。分かりやすい説明でありました。

ポイントをまとめれば、今まで我々がやっている審議会とか実行委員会とかの委員選定について、大体、公募方式か、あるいは推薦一本釣り方式でやっております。公募方式になりますと、いい面もあるんですが、やはりどうしても利害関係者が手を挙げたり、参加者が特定される、いわゆる固定化される傾向にある。そしてまた推薦一本釣りにつきましても、毎回、団体の長を選ぶことによって、形骸化あるいは参加者の固定化ということで課題があるもので、これを払拭するために無作為抽出方式が今回の大きな、住民協議会の大きなポイントだと、このように承知をしております。その結果として、市民の皆さんと行政の距離が非常に近づいてくるのではないかと御指摘というふうに承っております。

御指摘はしっかり承らせていただきますが、先ほど答弁させていただいてますように、今うきは市では、案件に応じた課題、地域の抱えている課題は様々ですので、現状としては、それぞれの案件に合った協議、意見の集約に努めていきたいと、こういう答弁をさせていただきました。要は、一気に画一的に無作為抽出方式というよりも、今、議員が御指摘されている、今のやり方、公募方式なり推薦一本釣り方式のデメリットをどういうふうに払拭するかというのも大きな一歩ではないかと、このように思ってますので、そういうことで、しっかり我々も民意といいますか、市民の皆さんの大多数の——いろんな意見が分かれるケースもあろうかと思いますが、しっかりした民意を把握するための手法については考えていきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 一定取り組んでいただけそうなふう感じたところですが、この無作為抽出での委員を選んでいただくということは、ぜひ取り組んでいただきたいですし、それから、先ほど申しあげました、市民の意見を取り入れるためのアンケートということにつきましても、ぜひ、公平性というのともちょっと違うかもしれませんが、無意識に誘導するようなことにならないような工夫というのをぜひお願いしたいなと思います。

少し専門的なことをお話してしまいましたけれども、ある程度、例えば社会学とか心理学とか、それとか倫理的な士業の皆さん方とか、そういう忖意性を排除するような考え方のできる方にチェックをいただくとか、何かそんなことができればなと思っております。これもなかなかすぐにはいかないことと思いますので、ちょっとその辺の準備——提案の準備ができていませんでしたので、またこれについては、この場でなくても、担当の皆さんのところにでもまた提案を持っていかせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ちょっと時間を残してありますが、これで終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、3番、高松幸茂議員の質問を終わります。

.....
○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。10時15分より再開します。

午前9時55分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開します。

次に、1番、権藤英樹議員の発言を許可します。1番、権藤英樹議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤英樹です。議長から発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

一般質問に先立ちまして、数名の議員からも発言がございましたが、この3月議会において新年度の令和5年度の予算が審議をされるわけですが、その予算案において、しっかりとこれまでの令和4年度の議会での一般質問や発言等について、真摯に予算に反映をいただいていることにまずもって感謝を申し上げたいというふうに思います。また、ちょうどこの議会で1年が選挙から経過をし、私を含め4名の新人議員にとりまして、ちょうど1年のサイクルが回ったというところになります。その中で特に他の議会等のお話を聞いておられますと、なかなか1回生で右も左も分からないところで発言ができなかったりとか、我々の考えていることがなかなかうまく伝えられなかったりというようなこと、または議会内での様々なやり取り等も伺う中で、本うきは市議会においては本当に、先輩諸氏の本当に厚い御支援等をいただきながら、まずはおまえたちからしっかり頑張らんということ。先輩方が背中を押していただいて、今日までしっかりと4名、活躍をできているというふうに認識をしております。そういった議会そのものに、まずもって感謝を申し上げたいというふうに思いますし、先ほど申し上げました予算につきましては、予算の決定権者が市長でございますので、その予算の中で、特に私は専門分野が交通政策でございますが、この部分につきましては、なりたての6月議会で発言をさせていただいた、しっかりとこの地域の地域公共交通について考えようというようなこと。対しまして、調査費用や、また、今後の計画の中で地域公共交通計画をしっかりと立てていこうというようなところも見えるような予算措置を取っていただきました。これは本当に、この町の今後の交通弱者と言われる高齢者や生徒・児童、そういった方々だけではなく、通常は車を使っておられる市民の皆さん、そして、観光に訪れた皆さんにも大きく裨益のある事業だというふうに考えております。こういったことを率先してやっていただくことを予算の配分等も含めて期待をして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

あと1点ですが、今回の議会で一部の人事案件が初日に可決をされた中で、昨日の竹永議員の一般質問の中でも、そこに触れられる質問の中で教育長が答弁として、教師として、教え子が世の中でしっかりと活躍することが教師冥利に尽きることだというような発言をされたんですが、中学時代に、中学公民の教師であった麻生先生に、選挙制度、また、地方自治についてしっかりと

と教えていただいた教え子として、今後この本市でしっかりと市政の発展に尽力することが御恩返しだというふうに感じましたので、そういった思いをしっかりと決めて今期も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そうした思いも込めまして、通告書に従って一般質問を行いたいと思っております。今回は大きく2点質問をさせていただきます。

1点目は、介護人材不足の早急な対策についてでございます。

閉会中に厚生文教常任委員会で、うきは市社会福祉協議会を視察をさせていただきました。その中で、やはり一番目についたのが、介護に関わる人材の不足、これを目の当たりにいたしました。その後、市内の福祉事業者等々にお伺いをしたり、また市外の有識者等からお話を聞いておりましたが、大変この介護人材の不足というのが社会的な課題にもなっておりますが、特に本市のような都市圏に当たらないような地域においての今後のこういった人材の確保というのは非常に困難になるであろうというような見解も伺ったところでございます。

そうした中で、種々調べる中で、2点ほど質問をさせていただこうということでまとめております。

まず1点目に、高齢者福祉事業や障がい者福祉事業を担う介護人材が全国的にも不足をしている中、本市においても深刻な人材不足であることが、先ほど申し上げたとおり、社協や福祉事業者からの聞き取りで明らかとなりました。本市における介護人材の現状と、現状に対する市長の見解をお伺いいたします。

2点目に、待遇面等で差があります都市圏への介護人材の流出が全国的に余儀なくされている中、本市もその中にあるというふうに認識をしております。なかなか地元で有資格者や、資格がなくてもこれから介護の世界で働こうという人が見つからないという御意見をいただく中で、外国人人材を生かすことについて、ようやく国も段階的に規制を緩和し、従前に比べて非常に外国人を招きやすい環境になっているというふうに思っております。特定技能「介護」取得者や介護以外の技能実習、また、特定活動での在留資格者を本市で募集をし、介護施設等での就労や介護福祉士資格取得等の経済的また生活的支援を行いながら、将来的には本市の事業所等で就業をできる人材を、現在、総務省管轄で地域おこし協力隊というのがあって、この町でも複数の方が活躍をされておりますが、そのスキームにはちょっと当たらないんですが、それと似たような形で、本市でしっかりと人材確保、そして育成に支援を行っていくということはできないかというようなことを思いましたので、そこについての市長の見解を伺いたいと思っております。

以上、2点をお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、介護人材不足の早急な対策として大きく2点の御質問をいた

いただきました。

まず1点目が、本市における介護人材不足の現状と見解についての御質問でありました。本市において介護人材の実態調査は行っておりませんが、全国的に、高齢化に伴う必要な介護従事者の増加や少子化による労働人口の減少を背景として、介護業界は深刻な人手不足となっております。令和6年度の介護保険制度改正に向けた議論を行う社会保障審議会・介護保険部会において報告された、令和2年度の施設の介護職員の有効求人倍率は3.90倍で、特にホームヘルパーが14.92倍と非常に高い水準となっており、極めて厳しい人手不足の状況が続いている状態です。また、令和3年度に介護労働安定センターが行った介護労働実態調査において、全体の63.0%が介護人材の不足を感じており、職種別では、「ホームヘルパー」が80.6%で最も高く、次いで「介護職員」が64.4%となっております。さらに、現状7割弱の介護事業所で65歳以上の労働者が雇用されている状況となっております。

本市におきましても、うきは市社会福祉協議会や介護事業所からの聞き取りからも明らかなように、このような全国の実態調査の報告と一致していると認識をしているところであります。介護人材の確保につきましては、ここ数年、処遇改善加算、介護ロボット、ICTの導入で少しずつ労働環境は改善されてきましたが、介護現場の現状から見ると、「総合的な介護人材の確保対策」は今後ますます重要性を増すと考えております。

2点目の、特定技能「介護」取得者、技能実習生などの募集と外国人介護人材の育成についての御質問であります。外国人が国内で介護業務に従事できる在留資格は、「EPA」、「在留資格「介護」」、「技能実習」、「特定技能」の4種類となっております。それぞれの在留資格には取得の要件が定められておりますが、いずれの在留資格におきましても、受入れ人数は年々増加傾向にあります。特に平成31年4月に人手不足の解消を目的に施行されました「特定技能」や最大5年の技能実習を終えた後、「特定技能」への移転が可能な「技能実習」は、受入れを行っている介護施設も少なくありません。

一方で、これまで外国人の受入れを行った介護施設は、「日本語能力」、「外国人介護士に対する日本人の抵抗感」、「仕事の定着率」、「ホスピタリティの不安視」が課題となっております。この課題に対しまして、国や県、日本介護福祉士会などが経済的支援や相談窓口の開設、日本語学習などの生活支援を行っております。

市内の外国人の介護人材につきましては、把握しているところでは、現在1施設に「技能実習生」2名、「特定技能」2名となっております。令和5年度、来年度におきましては、新たに6施設に「技能実習」と「特定技能」で12名が予定されているところであります。令和5年度から新規に6施設が外国人の介護人材の受入れを予定していることから、現時点におきましては、本市が主体となって、特定技能「介護」取得者、技能実習生などの募集と外国人介護人材の育成

を行うことは考えておりません。まずは、介護事業者や当事者の御意見を伺うなど、外国人の介護人材の支援の在り方について研究してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、2点について答弁をいただきました。

1点目については、市長の見解をお伺いした中で、おおむね私が感じております見解と市長の見解は同じだというふうに認識をさせていただきましたので、その点に関しては少し安堵をしたところでございます。

本当に市長から数字をたくさん出していただきましたが、有効求人倍率14.92倍というのは本当に異常な数字でございます。専門の交通政策の中で、トラック運転手やバスの運転手が非常に今、人材不足だというふうに全国的な社会問題になっておりますが、この大型免許の取得者だとか人材、これの倍率でさえ3倍から4倍——4倍前後の数字で可及的速やかな対応が必要だと言われているのが交通運輸業界でございます。その中で14.92倍というのは本当に全国の中で、このヘルパーをやる方がいらっしやらないというのが実情だというふうに思っております。

今回、手元資料をつけておりますので、ぜひ御参照をいただきたいと思いますが、1ページ目を開いていただいた、外国人の介護人材受入れの仕組みというのが、今、市長の答弁でお示しをいただいた4種類の外国人介護人材を受け入れる仕組みでございます。名称については、今、市長の答弁でお話いただきましたので、それぞれ書いておりますが、従前は、この最初の2つにあります、EPA（経済連携協定）に基づく人材の受入れですとか、在留資格「介護」の受入れというのが主でございました。これは、下のほうに書いておりますとおり、就学コースを選んでも就労コースを選んでも、また、養成施設ルート、実務経験ルートどちらを選んでも非常に様々な制約があるとともに、ここには記載がありませんが、日本語の習得能力も、もう本当に、いわゆるネイティブに日本語をしゃべられるぐらいの日本語レベルは必要とされておりました。

その中で、市長の答弁にもありましたように、平成31年4月から、この特定技能1号と今この資料には書いておりますが、御覧いただいておりますとおり、本当に、この条件が緩和をされております。日本語の能力水準も、この前者2つに比べまして、N1等級から5等級というのがあるんですが、その2つぐらい段階下のものでも十分この技能認定を受けることができるというような中身になっております。

そしてまた、この制度のいいところは、その下に書いておりますが、介護施設等で就労を通算5年間認めているわけですが、横に黒い矢印でぴよんと飛び越えてる矢印があると思うんですが、3年以上たったところで、一生懸命頑張っって、当然実務も経験をして、なおかつ勉強もしていただいて、介護福祉士の国家資格を受験できる状態で受験をしていただいて、これに受ければ、こ

の在留資格「介護」という、先ほど申し上げた非常に入り口が狭い資格のほうに移り変わることができる。これに移り変わると何がいいかという、資格が取得できることもそうなのですが、その下を御覧ください。特定技能1号の場合は、そのまま5年たったら延長措置がありませんので、もうどれだけこの地に慣れても、あと、介護の仕事に慣れていただいても帰国を余儀なくされるんですが、この冒頭の2つの資格を得ますと、当然、介護福祉士として業務に従事するんですが、それとともに在留期間の更新を回数制限なしに受けられることと、あとは、これは働く側の外国人の方々の立場に立ってもらえれば御理解いただけと思うんですが、外国人の方の御家族を帯同することが可能になります。要は、一緒にうきはで仕事を見つけて、本国から御家族を招いて、この地に住んでいただくことができるという制度になっております。

今回は、この外国人介護人材の受入れについて質問をしているんですが、俯瞰的に見て、いかがでしょうか。こうした人材が増えることによって、今、本市で問題となっている人口減少や少子化といったところに一定の効果が見込めるのではないかと。それにプラスして、先ほど来、申し上げている、とんでもない数字の人材不足の担い手を確保することができる。こういったものが、この特定技能「介護」の取得者を招き入れる大きなメリットだというふうに感じております。

そうした中で、2点目の質問の中の市長の答弁として、現在、市内に技能実習生2名、特定技能資格者2名の4名ということが、本年度から6施設で12名入るということで、これは私もお話を伺っておりましたが、非常にありがたいことだというふうに思っています。ただ、同時に、これまで受入れの経験のなかった施設にお入りになる、そして、今までは目の届く2名とか少数の方々だったのが、12名お入りになるということですので、市長が少し述べられていた、いわゆる生活や経済的な諸課題もいろいろと出てくるものだというふうに認識をしております。

そこで、市長にお尋ねなんですが、最終的には、この(2)の私の今回の提案については、現状で6施設12名入るので、その経緯等も見守りながら、現在のところは市で雇い入れるというふうなことは考えていないというようなことでございましたが、こうした6施設12名、新たにお入りになる、そして、先ほど来、申し上げているように、介護人材がとんでもない数字で不足をしている現状も鑑みて、こうした新たに施設等に入られる、今後入られる外国人介護人材の皆さんに対しての何か市としての支援等のお考えがあれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

市内の外国人の受入れについての課題についてでございますけれども、課題と、市の今後の支援をどうするかということの御質問でございますが、市内でいち早く受入れをした介護施設は、

令和2年2月から2名の介護実習生を受け入れており、もう既に特定技能に移行しております。介護福祉士の資格取得を行う予定ですが、日本語取得に課題を抱えているという現状があります。そのほか、この法人は外国人用の寮を準備しておりますけれども、今後予定されている介護施設については、徒歩または自転車で通勤できる住まいを確保することが最大の課題となっております。

この住まいの関係は、不動産関係の方が、法人が保証人になったとしても、外国人への住まいを貸すことに対して了解されない不動産会社の方もいるというのを聞き取りしていますので、保健課が所管しています居住支援協議会というものがございまして、その居住支援協議会のほうに、今度こういった外国人の住まいの課題について情報提供を行いながら、住まいの確保の支援を取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、答弁をいただきました。内容については理解をさせていただきました。

現状、受け入れているところは、寮があったり、非常に手厚いサポートをされているものだというふうに認識をさせていただきました。一方で、新たに今年度、本市で頑張られる12名に関しては、寮もなく、住む場所もまだどうにか定まってないというような状況で、居住支援協議会でしっかりと考えていただくということなのですが、ここで市長にお尋ねしますが、今の答弁を基に、例えば、こうした皆さんに、今日御回答いただくということじゃないんですが、今後の検討の余地として、本市の例えば市営住宅だとか、そういった本市が有する施設等、また住宅に限らず有休施設等もあると思いますので、そういったところを手直しをしながら、こうした皆さんの生活の一助になるような支援を考えてみてはどうかと、今、思ったんですが、市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいておりますように、介護職の人材確保というのは本当に喫緊の課題だと思っております。その根幹というのは、やはり成り手不足の解消、つまり処遇改善が大きなネックになっているのではないかと思います。

議員も承知のように、昨年の令和4年2月から9月までについては、厚生労働省、国のほうで介護職員の処遇改善を図るために介護職員処遇改善支援補助金というのが交付されました。その後も、実は介護職の給与というのは公定価格なんですが、その見直しで介護報酬改定を行いながら同様の措置をずっと継続をしているということでもあります。それでも我々としては、まだまだ介護職の方に対する処遇というのは追いついてないという認識の下に、先日も九州市長会でも随分議論をしまして、さらなる介護職員の処遇改善による人材の確保について要望を取りまとめ、

国のほうに上げているところであります。

それから、もう一つ、今、福岡県介護保険広域連合、ここにうきは市も参画をしております。実は、今、私は副連合長を仰せつかっているわけなんです、今年の令和5年10月からの取組として、介護人材確保システムを構築しようということで、議論をして導入するようにしました。これは、それぞれの介護事業所の求人情報とか研修情報を求職者等に提供するシステムなんです、こういうことで、うきは市だけではなくて全体がやはり介護成り手不足というのは大きな課題ですので、全体として、この介護職を魅力ある職場に持っていこうという取組もさせていただいているところでもあります。

今、議員御指摘の、外国人材の公営住宅の入居等の御提案がありました、それぞれ公営住宅ですので、入居要件というのがございますので、なかなか一気にには行けないかもしれませんが、いろんな形で我々も、この住まいの確保については、しっかり頭に入れていかななくてはいけない課題だとは思っております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 質問に対して一定の答弁をいただきました。

ここで、今の市長の答弁も含めて1つ確認をしておきたい事項がございますので、お手元の資料の、すみません、ページを振っておりませんので、表紙も入れましたら、表紙が1枚目、2枚目が先ほどの資料ですね、もう一枚開いてもらって、4枚目になろうかと思いますが、介護分野における特定技能外国人の現状というところから2枚ほど資料をつけておりますので、こちらを御参照いただければというふうに思っております。

1つ目は参考に御覧いただければと思いますが、在留資格等の取得方法や取得ルート等についての統計がありますので御覧ください。こちらのほうは公益社団法人の国際厚生事業団というところがまとめてあるもので、厚生労働省からの委託を受けて支援に必要なことをガイドブック化したものから抜粋をさせていただいております。

次のページですが、介護福祉士国家資格の取得意向が高いということで、本当に外国人の皆さん、特に若くしておみえになりますので、非常に就労意欲や、この日本でしっかり頑張っていきたいという意欲の高い方が多いのをこれで見取れるかというふうに思いますし、その下が、介護福祉士、国家資格の支援、非常に難しい資格だということは全国的にも言われておりますので、こういったところへの支援というのが必要だというふうなことを見て取っていただけるかと思えます。

その次のページからを特に御覧をいただきたいんですが、日本語の習得や介護の勉強のサポート、そういったものを外国から来る、こうした皆さんは必要としており、そういったものが高い職場ほど職場満足度、そして仕事の継続につながっているということを見て取れるデータであり

ます。詳しくは時間の関係で説明をいたしませんので、お目通しをいただければと思いますが、特に、その次のページ、裏面になります。現在の職場満足度という横のグラフがあります。丸をつけておりますが、御覧ください。給料も当然、36%ということで低くて、先ほど市長の答弁にありましたように、加算措置だとか、しっかりとした介護に従事される方への収入の支援、こういったところも必要なんですが、同時に、この外国人材の皆さんが必要とされている部分、要は満足度が低い部分というのが、日本語の勉強へのサポート、介護の技術・能力を高める研修・サポート、将来のキャリアについての説明・サポートというところが非常に低いんです。特に3番目の、将来ずっと日本で働けるのかなというようなことに関しては、給料と同じぐらい皆さん心配に思われているというのが、この資料の数値で見て取れるというふうに思います。

そして、この資料にはないんですが、事業者等に聞き取りをしておりますと、当然、介護人材が不足していますので、事業所全体の人材不足が大きな課題となっています。その中で、こうした外国人材をせっかく雇い入れても、外国人材の皆さんが求められている、こうした金銭外のサポート、本来、外国人材の皆さんが必要とされているサポートまで事業所として手が届かないというのがどうやら現状のようだというふうに調査で見えてまいりました。

ですので、今回この質問を組み立てるに当たって私が申し上げたかったのが、先ほど市長が答弁の中でおっしゃられた、いわゆる加算であるとか成り手不足に対してのお金の部分、これも当然大事です。ですが、これは、どちらかという、今、日本国内にいらっしゃって介護に従事されているような皆さんだとか、日本国内の有資格者の皆さんが離職をされたり、再就職するのにちょっと条件が悪いとか、お金の問題がということで一番問題になっていることへの緊急対応策だと思います。

ですので、このせっかくうきはに12名もの新たな外国人材の皆さんが入ってきていただく、このタイミングをターニングポイントにして、どうか、この調査でも出ております金銭外のところの部分のサポートの一部でも結構ですので、市のほうで何らかの形でサポートができないか。これは当然、雇われる事業者とのしっかりとした連携や話合いが今後必要になってくると思いますが、求められているものがお金だけではないということを今回、この資料も用いて、市長をはじめ担当部局の皆さんにも御理解をいただきたいということで、これをつけさせて説明をさせていただきましたが、そこについて、市長の所見を伺えればと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 外国人の介護人材の方の金銭面以外の支援についての御質問でございますけれども、現在、市長答弁のほうでもございましたけれども、福岡県や国際厚生事業団等

が、外国人介護職員の介護技能等向上研修だったり日本語の研修、それから外国人介護人材の受け入れ整備等の環境整備事業等、様々な事業をなされております。まだ、市長答弁のとおり、今年度から12名の外国人の介護人材の方がおみえになるので、介護施設のほうもまだ、どういったことに市のほうに支援いただきたいのかということに対して、分からないという聞き取り内容でしたので、当事者と、それから介護施設等によくお尋ねして、今後の在り方、支援の在り方を検討してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 当然、これから入ってくる皆さんへの支援ですので、手探りの状態なのは十二分に理解をしておりますし、先ほど来、申し上げておりますように、特に新たに受け入れられる6施設の皆さんと、しっかりと保健課のほうで御連携いただきながら、この方々が、できるだけ長く、そして気持ちよく、このうきは市で介護の仕事に携わっていただけるようにサポートをいただきたいというところが私の思いでございますので、その部分を十二分に酌み取っていただければというふうに思っております。

また資料の、少し先ほどは飛びましたが、表紙も入れて3枚目と4枚目になりますが、横向きの資料で、出入国在留管理庁といいまして、法務省の下についている庁なんですけど、そちらのほうは去年の12月の速報値でまとめた特定技能制度の運用状況や細かな数字を入れております。こちらもぜひお目通しをいただければと思いますが、1枚目の①の資料を見ていただいたら分かりますが、このコロナ禍においても、そして出入国に限られるような状況においても、右肩上がりで、こうした特定技能制度を活用した外国人の方が入ってこられているという現状を見て取っていただけたらと思いますし、コロナ禍においても、少しパーセンテージは下がっておりますが、ずっと前月比等に比べて数パーセントずつ伸びているというような状況を見て取っていただけたらと思います。

②は、どういった国から来ておられるかということで、今はベトナムの方が多いいというふうなところを見て取っていただけたらと思います。

3枚目なんですけど、これの中で飲食関係に従事される方が一番多いんですが、介護に関わる方が徐々に徐々に数を増やしていることを見て取っていただけますし、その下の⑤のところでは、日本語試験等の実施に関して、やはり介護に関わる方が非常に多く、今、取られているというところを数字で見て取っていただけたらと思います。

皆さんの資料にはおつけをしていないんですが、ネットでこれ見ていただければ分かるので、御興味ある方は見ていただければと思うんですが、この資料の④というのが私の手元にはございまして、これなんですけど、先ほど来、人材の奪い合いになるんじゃないかというようなことを危

惧しているわけなんです、現在、これだけ今、令和4年12月末で13万923人の方が速報値で日本におみえになって頑張っておられるんですが、この割合です。上位から、愛知県、大阪府、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、北海道、福岡県、広島県、その他です。言わんとすることはもう御理解いただけると思いますが、奪い合いで勝てるのは、首都圏と大きな都市圏です。同じ土俵で闘って、うきは市が勝てるとは全く思っておりません。

ですので、今回、最後になります、この部分について、こうした少し踏み込んだ提案を今回、市長にさせていただいたのは、こうした奪い合いがもっと激化する前に、うきは市として、うきは市は、こういったことで外国人材に手厚いよ、住みやすいよということをしつかり御理解をいただく。むしろ外国の方、特にベトナムの方が、「うきは、うきは」と言っていたような、「どこで働く、日本の」と言われたときに、東京でも愛知でもない、「うきはっていいらしいぞ」と言われるようになるためには、やはり先駆的に様々な手厚いフォローで、こうした人材を早めに確保することが肝要だというふうに思いましたので、今回こういった提案をさせていただきました。

冒頭の答弁のとおり、今すぐにとすることは申し上げません。しかしながら、こうした現状がある中で、いかに本市が早く、この介護人材に取り組めるか。高齢化率は非常に高うございますので、そういったところでできるか。そして、願わくば、今年度入られる12名の皆さんに一人でも多く長く働いていただけるかを真摯に考えていただきたいと思います。最後に市長の所感をいただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先日、介護従事者の方と意見交換する場がありました。私と同年代の方だったんですが、もう辞めたいけれども辞められない。要するに若い人が入ってこない。そういう切実な話を聞きましたし、あと、先日、新聞にも大きく報道されているんですが、今、介護現場がコロナの我慢限界ということで、非常にウィズコロナの気運が高まっている中、介護職については、まだまだ旅行に行ったり、家族以外の人と飲み会に行ったりできない。つまり、自分たちの職場だけが取り残されているという疎外感、それを訴えている新聞記事がありました。

そういうことを踏まえ、議員御指摘の外国人の介護人材の確保、そして、その支援というのは重要な課題であるということは認識をしております。先ほど保健課長も答弁をしているように、介護事業所あるいは当事者の意見を伺うなどして少し研究していきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 市長から、体験も踏まえて、そして知見も踏まえて、非常に前向きな答弁をいただいたというふうに認識をしております。ぜひぜひよろしくお願いをしたいと思

います。

時間もありますので、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、視覚障がい者の生活支援の拡充について3点お伺いをいたします。

1点目は、前項の介護人材不足の影響等もあるやと思います。視覚障がい者の生活支援において、居宅介護や同行援護等の障害福祉サービスを必要な時間受けることができない、また、条件等によって受けることができない方があるというふうに聞きました。実態と対策について、市長の見解を伺います。

2つ目が、日常生活に必要な不可欠な代筆や代読は、居宅介護の家事援助の一環として現状行われていると聞いております。しかし、障害認定区分の低い障がい者の方には、居宅介護の利用ができない現状にあるほか、居宅介護を利用されている方も、有資格者である訪問介護員、いわゆる先ほど来、話題に上がっておりますヘルパーが来訪されたときには、当然限られた時間です。ほかの生活に必要な支援を優先的に求められている。有資格者じゃないとできないようなことをお願いしたいのが現状だというふうに聞いています。そうした中で、短期間の講習を受講すれば市民のボランティア等でも従事することができる、いわゆるヘルパーや特別な資格を持たなくても大丈夫な代筆・代読支援というのがあります。こうしたものを既存の障がい者福祉サービスと別に市として考えてみてはどうかというのが2点目の提案です。

3点目が、AIアシスタント機能を持つ対話型音声操作スピーカー、いわゆるスマートスピーカーというものです。声を掛けて、何とかと言えば何か反応してくれて、音楽かけてくれたり、何か読んでくれたりするものなんですが、そういったものや、眼鏡等に取りつけた目線のカメラで——これは弱視の方等が対象になるかと思うんですが、読み取った文字をイヤホンで再生するAI視覚支援デバイスなど、いわゆる先端技術を使った視覚障がい者の生活支援に資する機器類の購入について、本市独自のということを少しこだわっているのは、これは、いわゆる厚労省が日常生活支援というところで、いろいろ購入の品物を区切っているんですが、こういったものはちょっと除外しますよというように一部、パソコンだとかタブレットだとか、そういう我々の生活を便利にするような機器が入っているんですが、こういったスマートスピーカー等は、障がい者の生活を支援するのにも非常に役立つということから厚労省がちょっと除外したり支援ができないのであれば、どうか本市独自で少しこういったものを便利に生活いただけるために活用いただけるのに補助制度を設けることができないかという提案の3つになります。御答弁をよろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 視覚障がい者の生活支援の拡充について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、視覚障がい者が障害福祉サービスを必要な時間受けることができない現状について、その実態と対策についての見解を求めるという御質問でありました。

障害福祉サービスとは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、身体、知的、精神障がいや難病を抱えた方が住み慣れた地域で自立した生活を送るための居宅介護や同行援護、就労支援などの支援を行うものでございます。

御質問の居宅介護は、調理や掃除など家事援助、入浴、排泄や食事などの介護等を受けるものであり、市内の3事業所がサービスを提供しております。同行援護は、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動時の介護、危険回避のための支援を行うものであり、市内の2事業所がサービスを提供しております。令和3年度末現在、障害者手帳を所持しておられる方は1,720名で、そのうち視覚障がいの方は90名でございます。また、障害福祉サービスを利用している方は、令和4年12月の利用者で延べ540名で、このうち、視覚障がいの方の利用は延べ6名となっております。

この障害福祉サービスにつきましては、利用者の要望とサービス提供事業所の提供量を計画相談支援事業所が調整の上、サービス等利用計画を作成して利用していただいております。過去には、事業所のヘルパー不足で希望する時間のサービス提供をできずに、他の事業所のヘルパーが不足分を対応した事例がありました。現在のところ、提供するサービスが足りないという利用者からの要望等は上がっておりませんが、利用できると定められた時間より実際の利用時間が少ない事例もありますので、利用者や事業所の実態把握に努めていきたいと、このように考えております。

2点目の、日常生活に必要不可欠な代筆や代読支援を既存の障害福祉サービスとは別に設けてはどうかとの御質問であります。うきは市において代読や代筆の支援は、市町村が行う障害福祉サービスのうち、先ほど御説明いたしました「同行援護」と「居宅介護」のサービスの一環で行われております。平成30年度に行われた、厚生労働省の「地域における視覚障害者への代筆・代読支援に向けた調査研究」によりますと、「同行援護」や「居宅介護」とは別に自治体の独自支援事業として代筆・代読の支援を行っているという自治体は、東北、関東等の14自治体でございました。まだまだ実績の少ない事業でありますので、事業の実施には、視覚障がい当事者の方のニーズがどれくらいあるのか、事業を行う事業所やボランティア等の支援者をどのように確保するのか、サービス提供者への研修の実施、円滑なサービス提供のための制度の構築などの課題があると考えております。今後、視覚障がい者の皆様の御意見を伺いながら、調査研究を行いたいと考えております。

3点目の、AI対話型音声操作スピーカーやAI視覚支援デバイスなど先端技術を使った機器の購入に関して、本市独自の補助制度を設けることができないかという御質問であります。う

きは市では、身体障がい者や知的障がい者、さらに在宅の難病患者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与する、「重度障害者日常生活用具給付等事業」を行っております。日常生活用具給付等事業で給付する用具としましては、まず1つ目が、障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの、そして2つ目に、障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるものと、そして3つ目に、用具の製作や改良または開発に当たって、障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものという要件がございます。この事業により、視覚障がい者には白杖や視覚障がい者用拡大読書器、直腸膀胱機能障がいの方にはストマ等の給付がございます。

本市の令和3年度における日常生活用具の給付件数は685件であり、このうち、視覚障がい者用の日常生活用具給付件数は2件でございます。また、日常生活用具で給付された器具につきましては、給付後、原則的に、要綱に定められる耐用年数を経過した場合に、同等の器具の給付を行うこととしております。さらに、給付限度価格があり、その額を超えた部分については自己負担が必要となります。

御質問のAI対話型音声操作スピーカーは、スマートフォンにも搭載されており、一般に普及されつつあり、これは、先ほど申し上げました用具の給付要件である、「用具の製作、改良または開発に当たって、障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活用品として一般に普及されていないもの」には当てはまらなないと考えております。また、AI視覚支援デバイスにつきましては、近年開発されたものであり、眼鏡に装着し、視線の先の文字を読み取って、利用者に聞こえるような音声で知らせてくれるもので、調べたところでは、価格が非常に高価なものであり、給付限度額などについて慎重に検討する必要があると考えます。

この事業は、市町村の判断により決定されるものでありますが、対象とする時期、給付限度額の設定や耐用年数など、他市町村の状況も踏まえる必要があると考えておりますので、今後、検討していく時間をいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、3点について、市長から答弁をいただきました。

1点目については、実態、対策等について一定の御理解をいただいているものというふうに思いました。

2点目について、代筆・代読支援についてですが、市長の答弁にもありましたとおり、現状14自治体、全国の中でやられているというふうに私も伺っております。確かに実例としては少ないのですが、先ほど来、話に上がっております、いわゆる介護人材不足、1点目の市長答弁にもありましたとおり、過去に、ヘルパーが足りなくて不足があったり、時間が少なかったりとい

うようなことがあったというふうに私も聞いております。そうしたヘルパーの、先ほど来、申し上げているように、居宅介護や同行援護というのは有資格者じゃないとできないんですが、いわゆるこうした代筆・代読サービスを有資格者じゃない職員の方やボランティアの方にやっていただくことで、このヘルパーの負担軽減になったり、人材を多く回していただけるように、ほかの業務にも時間を取って回していただけるようになるというような、いわゆる介護人材、ヘルパーの働きやすい働き方改革につながるのではないかという意味も込めて、今回は、この代筆・代読支援を有資格者外でどうにかできないかということを質問しました。

ですので、そういった趣旨もお酌み取りをいただきながら、確かに全国では14例と大変少のうございますが、だからこそ私はやりがいのある事業だというふうに思っております。先ほどの外国人材の話でもそうですが、よそがやらないことをまずもってやるというのは、非常に勇気と、あと、市長の責任者としての覚悟が必要かと思いますが、これを九州で先んじてやると、非常に福祉や障がい者福祉に対して先進的な考え方を持つのがうきは市だということを示す絶好のチャンスだというふうに考えます。決してハードルの高いことではないと、この2点目に関しては思っておりますので、ぜひとも先ほど市長が話された、ニーズの調査であったり、事業者の、どのような形でやっていただくのかとか、研修はどうしたらいいのかということをしっかり研究いただきながら、できれば、この点に関しては、他市よりも率先して本市に取り組んでいただきたいというふうに希望を申し述べたいと思います。

あと、3点目の、AIアシスタント機能を持つ、いわゆるスマートスピーカー等についてですが、最終的には、市長の答弁の中では、いわゆる一般的に普及していないものというところには当たらないと。普及しているのではないかとこのところで、これがまさに厚生労働省の見解と同じということになります。ですので、そこを超えて、こうしたもの——何が申し上げたいかというと、実際に手に取っていただくと分かるんですが、このスマートスピーカー、私たち健常者にとっては何も触れなくて話してと、いわゆる面倒な機能をやってくれる便利グッズにしか見えませんが、視覚に障がいを持たれる方がこれを使うことは、本当に生活が一変するような利便性を有することができる機器であります。声を掛けて、文字で届いたメールを代読してくれたりとか、何か声でものを頼めば、それに反応して、機器が動ける分であれば、機器がAIを活用して動いてくれるというような非常に便利なものですので、ぜひこうしたものを導入することも、また、例えばこういうものが便利になりましたのでヘルパーの回数を減らしていいですよというような利用者が現れれば、介護人材不足にも帰結するような案件ではないかというふうに思っていますので、ぜひそういったところを御検討いただきたいと思います。

時間もありませんので、最後に、市長、所感をいただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所、浦でございます。

代筆・代読支援、こちらの部分につきまして、ボランティアでもというところも言っていますが、一定、技術力、それから倫理観というか、個人情報扱う部分も出てくると思いますので、そういった部分も何らかの研修が必要であると考えております。また、AIの機器につきましても様々な機器がございますので、しっかり検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） ありがとうございます。答弁をいただきました。

先ほど申し上げた短期間の研修というのは、まさにそういったところです。倫理観だとか、必要最低限、ボランティアに備わっていないかならないことをしっかりと丁寧に教えてくれる研修があるというふうに聞いております。先進の14自治体等にお問合せをいただきながら、ぜひ前向きに御検討をいただくことをお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、1番、権藤英樹議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。12時30分より再開します。

午前11時15分休憩

午後0時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、4番、樋口隆三議員の発言を許可します。4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口隆三です。議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、昨年12月議会一般質問で、ヤングケアラーの実態調査等を要請させていただきましたけれども、次年度、令和5年度の予算の中に明示いただきましたことを心から感謝申し上げます。1人も置き去りにしない社会構築に一步前進させたいと思います。ありがとうございます。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。今回は、3点、大きい課題で挙げております。

1番に、認知症対策について、2番目に、不登校対策について、3番目に、消防団員の加入対

策についてであります。

それでは、1番から進めてまいりたいと思います。

認知症対策については、認知症は誰もがなり得るものでありまして、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっております。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すため、政府が令和元年6月に取りまとめました認知症施策推進大綱には、共生と予防を車の両輪として施策を推進していくことが示されております。共生とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味であるとして、引き続き、生活上の困難が生じた場合でも重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すでございます。

一方、予防については、ここで言う予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味であるとしております。例えば運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスの収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた、予防を含めた認知症への備えとしての取組に重点を置くことで、結果として70歳代の発症を10年間で1歳遅らせることを目指すとしております。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法等の研究・開発を進めるとあります。具体的な施策として、1つには、普及啓発・本人発信支援、2つに、予防、3つに、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、4つに、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、5つに、研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に沿った施策が盛り込まれているところでございます。

別紙の資料をつけておりますけれども、一枚物に大綱の内容が掲載されたものがありますが、参考につけております。こういった内容のものを私もかいつまんで同じところを説明しておりますけれども、共生の取組として、認知症サポーターなどが支援チームを作り、見守りや外出支援などを行う仕組みであるチームオレンジの取組推進や、認知症の人、御本人による希望大使などの普及啓発活動の推進などを進めるとともに、予防の取組として、高齢者が身近に参加できる通いの場の拡充、それから認知症に関する研究・開発等を推進しております。対象期間は令和7年までとなって、施策ごとにKPI——重要業績評価指標、目標を設定していますけれども、これは、令和2年において施策ごとの進捗確認を行い、公表しているところであります。

また、認知症施策推進大綱等を踏まえまして、令和2年の介護保険法の改正において、地域社

会における認知症施策の総合的な推進に向けて、地域における認知症の人への支援体制の整備など、国及び地方公共団体の努力義務等を規定したほか、他府省所管の分野を含めた総合的な取組を進めていく必要があることから、市町村介護保険事業計画の記載事項として、教育等の他分野との連携など、認知症対策の総合的な推進に関する事項が追加されております。

ちょっと長くなりましたけれども、ここで3点のお尋ねを説明しますと、本市の認知症施策対策としての取組状況についての市長の見解を伺います。

2つ目には、本市としまして、認知症対策を、何をどの程度まで取り組み、そして実施するのか。その計画について、お伺いをいたします。

3点目には、今後課題となる予防の面から、通いの場における活動の推進計画があれば伺いたいと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、認知症対策について大きく3つの御質問をいただきました。

1点目が、認知症対策の取組状況についての御質問であります。議員御指摘のとおり、本市におきましても、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」の「共生」と「予防」の基本的考え方に基づき、「普及啓発・本人発信支援」、そして、「予防」、そして、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、そして、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」といった施策を進めているところでございます。

具体的には、「普及啓発・本人発信支援」としましては、平成22年から認知症サポーター養成講座を143回開催し、3,850名のサポーターを育成しました。また、認知症に対する理解を深めるために「認知症べんりちょう」や「認知症ケアパス」を作成し、市民の皆様や介護関係者などに配布をし、広報・啓発を行っております。

「予防」としましては、各地区自治協議会などの地域住民の皆様や民間事業所等と協力して、「集いの場」や「通所型サービスB事業」などを行っております。

「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」としましては、認知症専門医などの専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を設置し、アウトリーチ活動を行っております。さらに、今年度からは新たに認知症の方やその家族を支える体制づくりとして、「家族介護者交流・リフレッシュ事業」の開催や「認知症カフェ」の立ち上げ支援も積極的に取り組んでおります。

「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」としては、認知症の方の支援を含めた、地域での配食サービスや移動販売、移動支援などの見守り体制を推進しております。

今年度は、30歳代で認知症と診断され、現在も仕事を続けられている当事者と地域住民との

交流会を開催し、若年性を含めた認知症の方への支援と社会参加に対する理解を深めることができました。これら本市の取組は、国や県などから先進的と評価をいただいているところでございます。

一方で、当事者や御家族、地域などから地域包括支援センターへ寄せられる相談は、軽度認知障がいや軽度認知症の状態ではなく、既に中等度あるいは重度認知症の状態となつてからであります。これは、認知症への理解が不十分であることが原因だと考えられますので、様々な施策を生かして、より積極的に認知症に対する理解の普及・啓発を行う必要があると認識をしております。

2点目の、認知症対策として何をどの程度まで取り組む予定なのかという御質問であります。認知症に対する理解の普及・啓発を推進していく上で、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、当事者の気持ちを尊重する支援が重要だと考えております。このような支援を行うためには、「認知症サポーター」の養成や、介護・医療の専門職への従事者学習、「認知症カフェ」の設置を推進し、認知症ケアの向上を図っていく必要があります。

このような認知症対策の推進目標としましては、認知症サポーターを年間新規に100名登録することを目標としております。平成22年度から認知症サポーター養成講座を開催しておりますが、このコロナ禍により、目標に達しておりません。今後は、地域住民の皆様や民間事業者、医療・介護関係者、学校などと協力して、より多くの認知症サポーターを養成したいと考えております。

「認知症カフェ」につきましては、令和5年度までに市内2か所で開催できるように支援する考えであります。昨年度から、県の若年性認知症サポートセンターの協力の下、介護従事者や地域と連携して「認知症カフェ」の設置に向けて準備を進めております。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるうきは市を目指して、引き続き、認知症対策に取り組んでまいります。

3点目の、「予防」の面から、「通いの場」における活動の推進計画についての御質問であります。運動不足の改善、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の発症を遅らせることができる可能性があるとし唆されており、認知症の「予防」の施策として、国は令和7年度までに「通いの場」への参加率を8%程度に高めることを目標としております。本市では、「通いの場」を「集いの場」と称しておりますが、「集いの場」や通所型サービスBの参加率は、コロナ前は9.7%だったものが、コロナ禍の令和3年度においては7.6%でありました。今年度は、活動の再開や江南地区の通所型サービスBが立ち上がったことにより、8%を上回る見込みであります。

活動の推進計画としては、第8期うきは市高齢者保健福祉計画を策定しております。この計画

において、通所型サービスBでは令和5年度までに4か所までの拡大を目標としており、自治協議会の御協力により、達成できる見込みであります。一方、「集いの場」や通所型サービスBにおいて、参加者がまばらな地域があったり、男性の参加が少ないといった課題があります。これらの課題に対応するため、「集いの場」だけではなく、多様な社会参加の場の整備を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

認知症対策として、先ほど私のほうから一部読み上げておりますが、チームオレンジの取組の推進というのがございまして、このチームオレンジの取組ということで、簡単で結構なんですけど、説明いただけますでしょうか。なければ、私のほうから。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 先に進めておきましょうか。4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 私も、認知症対策ということで、いろんな資料を読む中でチームオレンジという言葉にぶつかりまして、意味としましては、認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置して、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズなどと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ、そういう仕組みだというふうに説明がございました。非常に分かりづらい表現ではありませんけれども、コーディネーターを配置して、地域で把握した認知症の方々の悩みとか、それから家族の身近な、そういった生活の支援をする、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ、連携する、そういう仕組みづくりだということだと思います。

このチームオレンジの取組の推進につきまして、認知症対策を知る中で、認知症サポーター養成講座からさらに発展させてステップアップ講座を受講することにより、支援体制を構築する体制がより頑強に組織されているわけでございます。非常に、そういうふうに重層的な取組になっていくということは心強い組織となるわけでありましてけれども、保健課の取組としては、この辺は力を注いでいくところだと認識をしております。現に、御幸地区の自治協議会では、先ほど市長からの答弁ございましたように、通所型サービスB事業としての通いの場、これ今、にこにこサロンという名称で開催されておりますけれども、認知症サポーターの皆さんが、通いの場にいられているメンバーの方々へのサポート役を喜んで務められている、そういった姿がございまして、本当に理想的だなと。私も一昨年、御幸自治協でお世話をさせていただいたことがございまして、そういった光景が非常にすばらしいなと認識を深めた思いでございました。本当に保健課の皆さんの熱心な取組と御幸地区自治協議会の会長をはじめスタッフの皆さんの意識の高さの賜

物だと大いに賞賛されるべき取組であると考えております。

この辺の集いの場であるとか、御幸地区で行われております、にこにこサロン、こういった活動の現場に市長自ら視察をされたことがあろうかとは思いますが、何か感想ございましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 先ほどの何か答弁できますか。

なら、4番、樋口議員、先に、さっきのやつを答弁させます。末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

先ほどのチームオレンジの本市の取組状況についての御質問でございますけれども、チームオレンジについては、全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みでございますけれども、先ほど、本年度、家族介護者交流リフレッシュ事業というものを新たに実施したところです。これ、ステップアップ事業として重要な事業なんですけれども、認知症サポーター養成講座の受講者、それから、この家族介護者交流リフレッシュ事業の方、それから認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトも、これまで100名ほど本市にいらっしゃいますけれども、実際に活動ができる方が二、三名でございます。こういった認知症を支援するチームというのを今年度、整備を少しさせていただきましたので、次年度については、基盤となるチームオレンジの取組を推進していくところで考えているところでございます。

それから、2点目の、にこにこサロン——御幸自治協議会が開催されてありますにこにこサロン等の取組の状況でございますけれども、とても御幸自治協議会のサポーターの皆さんが一生懸命活動をさせていただいておりますので、本当に参加者の方が喜んで元気に帰って、参加して帰っていくお姿をお見かけします。

残念ながら、通所B、今年度、コロナ禍で午前中のみ、昼食を挟んでにこにこサロンという形になっておりましたのが、通所Bの開催——認知症に関しては、昼食を挟んで開催ができませんでしたので、今年度については、ちょっとそういった十分な取組ができなかったところでもありますけれども、これまでの御幸自治協議会の教室において、そういった現状というのは把握しているところです。まずこういったことが他の地域に広がることを望んでおりますので、取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

本当に力強い集いの場になっているということはもう間違いございませんので、これをどうやって拡大していくか。これは、自治協議会と保健課、それから社会福祉協議会、こういった3事業所が連携して、そして、しっかり取組を強化していただければ推進できる内容でございますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、それでは、次の2番目の、認知症対策をどの程度まで取組予定なのかということで、今、市長のほうから回答をいただきました。この認知症施策推進大綱の取組の内容を見ておると、それだけで非常に頭が痛くなるほど項目が多うございます。先ほど、しっかり項目別に具体的な取組が示されましたので、本当にスタッフの皆さんの、そういう意気込みというか、取組姿勢を感じるところでございます。

資料の、私のほうで作成した2の1、2の2という、2ページ、3ページに掲載している項目は、実際に今、うきは市が取り組んでいる内容でございまして、こういった項目を日常で取組結果として結果を表しておるわけでありまして、もう少し具体的に細かくちょっと注文をさせていただくと、全ての項目に対して、やはり目標があるのであれば、いつまでにどの程度どういった内容でといった項目を項目別にやっぱり設定していく必要があるのではないかなど。それは、得意不得意というような表現で申しますと、うきは市で得意なところ、不得意なところ、そういったものを分けながら、ここは充実して取組もうとか、そういうようなことで色分けをしながら、もっと細かく明確に目標を設定する必要もあるのではないかなど。指導者が明確な方向性を明示することが、この場では必要ではないかなど。確かに具体的に示されておりますので、もうそれ以上言うことはございせんが、体系的に、誰が見ても、今どういう取組をしているのか、どういう結果にあるのかというのが1つの施策として誰が見ても分かるような、そういうような結果を見られるような形に作り上げていく必要があるのではないかなどと思ひますけども、その辺の取組、どんなでございせんか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 認知症施策に対して一つ一つ明確な目標値をとということの御質問かと思ひますが、認知症施策の取組というのが、かなり目標設定というのが難しいところがございまして、というものが、地域住民の御協力がないと、なかなかこちらが一方的に目標値をここまですというふうに出していても独りよがりの目標値になりますので、その辺りは、各自治協議会を中心として地域住民の皆様とよく協議して、目標が設置できる部分については設置をしていきたいと思ひます。またそれを地域住民のほうに分かり——目標が今どういう状況にあるかということが、到達具合が分かるようなことがお示しできるように検討してまいりたいと思ひます。

以上でございせん。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 内容は理解いただきますので。

1つ提案でございますけれども、各行政区で取り組まれております、例えばげんき塾とかふれあい会など、高齢者の集まりが盛会かどうかは各行政区の取組次第ではありますけれども、保健課でもあります、それから社協からでも、そういった活動に対して支援の手を差し伸べられているのが現状でありますけれども、大きなこういう通所B型の集いの場とかいきいきサロンであるとか——これは御幸地区自治協議会で行われておりますけれども、こういった活動は、やはり自治協議会の活動の中に非常に組み込まれておりまして、その自治協の取組によって結果が非常に出されているところと全く手がつけられてないところ、その差が大きく出ているように私は認識しておりますが、そういった問題をある程度、確かにニーズに従って開催されていることとは思いますけれども、若干やはり保健課の主導といいますか、1つのやり方としてマニュアル化を——1つのそういう集いの場である導入に対するマニュアルを作成しまして、そして、どういった準備が必要なのか、どういった心がけが必要なのか、どういった規模でやれるのか、そういったところを細かくマニュアル化することで、それを全体に広げていけるのではないかなど、そういう気もしております。これはもう、実際やった結果がどうかということよりも、今から作り始めていかなければならないことでもありますので、成功するかしないか、そういう段階ではないわけですが、しっかり検討していただけるのかなど。そういうマニュアル化を検討していただけるのかなどと思いますが、いかがでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 通所型サービスB等のマニュアル等のことでございますけれども、通所型サービスBにつきましては、保健課のほうで立ち上げ支援を半年程度は実施しているところでございます。それから、その通所型サービスBにつきましては、マニュアルを作成しております。樋口議員が、いろいろ準備とか、どういったことをしていくかというところ、全てマニュアル化しておりますので、そのマニュアルに沿って立ち上げ支援をしているところでございます。

また、そのマニュアルだとか、ほかの地域がこれまでマニュアルに沿って実施してきた、それぞれ江南だとか福富、御幸が、通所B、今、運営されていますけれども、その通所型サービスBの立ち上げから運営について、第1層の市全体の協議の場がございますので、そのうきは市全体の第1層の協議の場において情報共有を図っているところです。ただ、いろんな地域の取組が、これまでの地域の取組がございますので、こちらが作成しましたマニュアルだとか、これから進めていく内容を一方的に押しつけないように、地域の方とよく話し合いながら進めているところです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

それでは、3番目の項目に移りたいと思いますけれども、この認知症施策推進大綱の内容を理解をする中において、他の市町村での取組について見ておりましたら、「認知症フレンドリー宣言」という名称を使って取り組んでいる市町村がございまして、これ、三重県の四日市市が取り組んでいる認知症対策の名称でございます。簡単に説明しますと、「認知症フレンドリー宣言」というのは、認知症の人が暮らしやすいまちづくりを目指すことを宣言し、認知症防止のための利用できるサービスを説明した認知症安心ガイドブックの発行や認知症早期診断事業、もの忘れ検診などを行うなどを実施することで、みんなが認知症への理解を深めるとともに、認知症の人や家族の視点に立って社会の仕組みや環境を整えていこうとする活動だと説明がございました。この認識を前提として、市行政の方針には、1つには、当事者家族の応援者を増やす。2つには、地域の団体、企業と連携し、みんなで見守り、支え合える地域社会を目指す。3つ目には、認知症になっても、役割、生きがいを持って暮らせるまちづくりを進める。こういう3点掲げて取り組んでいるというものでございます。

このフレンドリー宣言という言葉、ネーミングに関しましては、認知症という言葉にネガティブな印象が強いということで、当事者を支援が必要な弱音と捉えるのではなく、違いや個性を持った人として接することをフレンドリーという言葉に込めているそうでございます。これは昨年9月から実施しているそうでありまして、認知症安心ガイドブックは、実際、作成されて配布されているものですが、A4サイズで22ページにわたる内容で作成されていると。この四日市市の高齢福祉課の窓口などに置いて、市のウェブサイトからもダウンロードできるようにして、当事者とその家族が市内で受けられる支援やサービスが掲載された一覧として、そして、さらに、相談窓口のリスト、症状に対応する工夫や家族の心構えなどが掲載されているということでございます。自己チェックで認知機能低下の可能性があると分かった人が医療機関で無料検査を受けられるチェックリストは、事業案内のパンフレットに掲載したり、在宅介護支援センターなどで配布をしているそうでございます。このほかに、市の職員全管理者の認知症サポーター養成講座受講も推進しているとのことでございました。

これは福岡市でも例えば、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトと、こういった名称で、認知症の人及び介護者が自分らしく暮らすためには、認知症とともに社会参加ができる場が重要であり、産官学民「オール福岡」で現行プロジェクトの施策をさらに加速させるとともに、認知症の人の活躍の場の創出などに力を入れているそうでございます。

こういうほかの自治体の取組を参考にしながら、別にこのとおりのことではなくて、こういうような易しい表現で、認知症を患ったり、または、そういう状況下にある方々に、心を

お互いに支え合っていくという意味では、検討に値する1つの施策ではないかなと思いますけども、市長の感想がございましたら、お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） この宣言につきましては、今、議員御指摘のように、認知症の印象が易しく身近なものとなえられ、市民への正しい理解の周知と優しいまちづくりにつながる方策の1つと考えておりますが、事業の中を見ますと、今うきは市が取り組んでいる事業と大体同じではないかなと、このように思います。

今、先ほどから答弁させていただいていますように、認知症対策を含めて、うきは市の地域包括ケアシステムというのは、国、厚生労働省、あるいは福岡県から高い評価をいただいております。私どもとしては、これらの取組をぜひ継続して進めていきたいと、こう思っています。

議員がおっしゃるネーミングの問題、イメージアップと言ったらいい——要するにイメージ向上の御指摘だろうと思いますが、まずは中身が一番重要でありますので、そういうことを進めながら、イメージについても、しっかり頭には置いて対応していきたいと、このように思います。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 市長おっしゃるように、間違いなくイメージでございまして、いいイメージで取り組むことも1つの結果の、いい結果が生まれてくる原因になるのではないかと思いますので、いいネーミングがつけられるような、市民の皆さんへのそういう投げかけも必要なのではないかなと、そういうように思います。これは私の要望にさせていただきたいと思えます。

ちょっと時間を使いましたけども、次に、2番目の質問でございまして。不登校対策について、4点ほど挙げておりますので。

全国の小・中学校で2021年度に不登校だった児童・生徒は、前年度から4万8,813人、24.9%増の24万4,900人で過去最高となったことが、昨年の10月27日、文部科学省が公表しました問題行動・不登校調査で分かっております。増加は9年連続でございました。

文科省は、不登校が大幅に増えた要因について、コロナ禍での生活リズムの乱れや休むことへの抵抗感の薄れのほか、活動制限が続いて交友関係が築けないことに伴う登校意欲の低下を指摘しております。児童・生徒の休養の必要を明示した教育機会確保法が浸透したことなども背景にあると見ているようです。

不登校の内訳としまして、小学校が、これは全国でございまして、8万1,498人、前年度比28.6%。中学校が16万3,442人、前年度比23.1%でございまして。いずれも増加率は過去最高となっております。2020年度から調査を始めたコロナ感染回避のための長期欠席は、小学生が4万2,963人、前年度1万4,238人でございました。中学生は1万

6,353人、前年度は6,667人と、大幅に増加をしております。

また、高校なども含めた、いじめ認知件数等も発表されておまして、前年度比19%増の61万5,351件。新型コロナウイルスに伴う一斉休校などにより減少した前回調査から再び増加に転じていると。いじめ件数の内訳が、小学校が50万562件、前年度比18.9%増。中学校が9万7,937件で21.1%増の結果が出ております。高校は1万4,157件、7.9%増となっております。いじめの態様は、言葉による冷やかしか、からかいなどが最も多かったようですけれども、パソコンや携帯電話での誹謗中傷は2万1,900件と過去最多であったと。

それから、自殺者が小・中・高で368人だったということで、これも過去最多だった前年度からは若干減少したと。しかし、深刻な状況が続いているというようなことをごさいます。

資料の4の1と4の2には新聞の切り抜きを入れておりますので、参考に見とっていただけたらと思います。

小・中学校生の不登校生が2021年度に過去最高となったのは、先ほど申し上げましたけれども、新型コロナの一斉休校で休むことへの抵抗感が薄れたのに加えまして、学校を無理強いしない風潮の広がり、不登校寸前だった予備軍が一気に顕在化したためとも指摘されております。

こうした不登校生の4割に当たる約8万9,000人は、誰にも相談できず、支援を受けておらず、教室にも保健室にも行けない場合は学外の機関が頼みの綱となっていると。こういった現状について、この西日本新聞のほうには論評されております。

そこで、お尋ねでございますけれども、まずは本市の市内小・中学校での不登校状況の現状を伺いたいと思います。

2点目のくだりでございますけれども、本市は、市内小・中学校の不登校生の実態について、現状をどのように分析しているか。内容について、どのように認識しているか見解を伺います。

それから、3点目には、不登校対策をどのようにしているのか。また、どのような対策に力を入れているのかをお伺いいたします。

4点目は、特にはタブレットを活用した生徒相談体制の導入を提案したいと思っておりますけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 不登校対策について大きく4つの御質問をいただきました。

1点目の、うきは市内小・中学校での不登校の現状についての御質問ですが、文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者

のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されております。令和4年度12月現在の不登校児童・生徒数は、小学校21名、中学校30名となっております。そのうち、小学校については3名、中学校については10名が、不登校状態が解消されています。

2点目の、現状をどう分析し、認識しているかについての御質問ですが、全国・県の小・中学校の不登校児童・生徒数については、不登校数の推移を見ると増加傾向であり、市内小学校についても同様となっております。中学校につきましても、全国・県の傾向とは異なり、減少傾向となっております。

近年、不登校の主な要因は、友人関係、生活のリズムの乱れ、学習への不安等と、多様化、複雑化しており、様々な関係機関と協力、連携して、不登校の解消に向けた取組が必要だと考えております。

3点目の、不登校への具体的な対策と特に力を入れている点についての御質問でございますが、毎月、各学校から児童・生徒の欠席状況等を教育委員会に報告するように求めており、教育委員会としても確実に実態を把握しております。具体的な対策としましては、各学校では定期的な教育相談等を実施し、未然防止等に努めております。

不登校児童・生徒への対応については、両中学校におきましては、毎週金曜日に教育相談部会を開催し、スクールカウンセラー、キーノート、福祉事務所、社会福祉協議会、教育委員会等の各機関と情報を共有し、具体的な不登校解消のための支援について協議し、家庭訪問等を実施しているところでございます。また、2月から、小学校1校において中学校と同様の教育相談部会を開催し、関係機関と連携し、具体的な支援を協議しております。今後、相談部会での方針を基に家庭訪問等を実施し、各児童の支援に当たってまいります。さらに、各小・中学校が不登校児童・生徒への対応について専門家に相談できるよう、年4回、うきは市子育てネットワークを開催いたしております。

4点目の、タブレットを活用した生徒相談体制の構築についての御質問ですが、不登校の未然防止、早期発見には相談体制が重要となります。児童・生徒が相談したいと思うタイミングを逸することなく、相談機関や相談方法の選択肢を複数用意し、多様な視点できめ細かく児童・生徒を見守ることができる相談体制を総合的に構築することが大切だと理解しています。現在、各学校では、定期的な教育相談、タブレットを活用したアンケート等を実施するとともに、LINEで悩みの相談ができる、「県の児童・生徒の悩み相談窓口」等の相談方法について、チラシ等で紹介をいたしております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

福岡県の不登校事情としまして、2021年度の問題行動調査によりますと、1,000人当

たりの不登校生徒は、47都道府県別に比較で見ますと、福岡県は、小学生が11.9人で全国で5位と。中学生は46.7名で全国3位と。それから、高校生は15.4人ということで全国20位という、そういう結果が出ておるといことで、この辺は結果が直ちに福岡県の数字を見て、何ら結論を導き出すものではないと思いますけれども、福岡県のほうから、このことに関する何か見解が示されているのかどうかですね。なければ、ないで結構でございます。あれば、何か御紹介いただけるものがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 福岡県といいますか、県の出先で北筑後教育事務所というのがございます。その北筑後教育事務所のほうから逆に、うきは市に対しまして、令和3年度等の中学校を見ていただくと分かるんですけど、不登校は58人おるんですけど、解消したのが37人ということで、うきはは非常に解消ができているということで、特に、議員も御存じかと思いますが、キーノート、それから中学校の両中学校に設置しております校内適応指導教室、これ、不登校対応支援員を1人ずつ配置しております。こういった総合的な取組が効果があるのではないかということで、逆に、うちのキーノートの2名の職員が、北筑後教育事務所のそういう不登校の集まりに行きまして、うきは市の事例を報告させていただいたということがございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

ちょっと時間があんまりなくなってきた、予定よりもオーバーしておりますので。

質問いただいて、回答をいただきましたので、3番目の不登校対策の中でちょっとお伺いしたいのは、キーノートが、資料も頂いておりますけれども、資料3の2に、5ページに入れておりますが、適応指導教室の利用状況で、こういうような参加状況ということでお伺いしましたので、これを資料として上げて生かしております。

キーノートのちょっと現場に赴きまして、指導先生のお話をちょっとお聞きしましたけれども、運営費用は非常に、うきは市、しっかりサポートをされまして、支援が行われていると。それ以上に求めるものは状況にあんまりない、ほとんどないと。ただし、キーノートが浮羽町1か所しか開設されていない。ですから、吉井町から集まってくる生徒が、通学するときに利用する、例えば市内循環の巡回バスというんでしょうかね、この巡回バスを利用する場合に利用料金を支払っているということで、できればそれが補助できればいいなということで、本来は吉井にも、この教育機会確保法から見ると、あってもおかしくはないと。そういう中で、浮羽町に中学生のメンバーが自転車で登校している、キーノートに登校している。そういった登校した吉井出身の子供たちは、そんなに人数は多くありませんけれども、ちょっとしたその辺の巡回バス利用のときのバス代を補填してあげたらどうかと。一応これは提案をさせていただきたいと思いますので、

検討をお願いしたいと思います。

すみません、ちょっと時間がばらばらになりまして、十分に質問のやり取りができずに申し訳ありませんが、3点目に、消防団員の加入対策について本来は、前回ちょうど時間切れで聞き及んでおりませんで、お願いしたいということで、しておりますけど、市長、お願いできますでしょうか。時間があんまり——前回と同じような状況になりましたけれども。

○議長（江藤 芳光君） 一通り発言してください。3番の（1）の発言をお願いします。

○議員（4番 樋口 隆三君） 消防団団員の加入対策としての処遇改善の内容について何うということ、市長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 消防団加入対策について、消防団員の加入対策としての処遇改善についての御質問であります。昨日の組坂議員と同様の答弁になりますが、うきは市消防団では、現在、定員数500名に対し、実員数469名と既に定員数を31名割り込んでおり、団員確保が大変厳しい状況にあります。全国的にも消防団員の数は減少傾向にあり、初めて80万人を下回る危機的な状況になっております。

そのような中、令和3年度に、消防庁から「消防団の処遇等に関する検討会」の報告を受け、団員の処遇改善等として、報酬の見直しや消防団活動の在り方、理解の促進など、団員確保に向けた取組を進めてまいりました。その具体的内容につきましては、令和4年度から月額8,000円を基本に、出動時間に応じた出動報酬を新設いたしました。また、出動時に使用する私有車の事故を補償するための保険にも加入をしております。さらに、年末夜警やポンプ操法訓練の実施期間・実施時間の短縮、出初め式のパレードを廃止、日頃の手入れ点検や訓練の参加人員の削減、火災予防期間中の警鐘の廃止、地域団員制度、いわゆるOB団員の導入など、団員の負担軽減のため、様々な処遇改善等を行っております。少子高齢化、人口減少、地域への帰属意識の希薄化、サラリーマンなどの被用者の増加など様々な社会的背景もあり、団員確保の問題は、地域が抱える喫緊の課題であります。

一方で、消防団は、火災だけではなく、近年頻発する自然災害への対応や行方不明者の捜索など、地域住民の生命、身体、財産を守る重要な存在であり、地域防災力の中核として重要な役割を果たす存在です。今後とも消防団が活動しやすい環境を整え、団員の負担軽減や処遇改善等について、消防団と協議しながら改善を進めてまいります。また、消防団が地域のために必要な存在であることを広くPRするため、様々な方法で情報発信を行い、家族や地域、会社関係の方の御理解と御協力をお願いするとともに、将来の消防団員である小・中学生にも郷土愛護の精神と消防団の活動を知ってもらう取組を進め、各行政区や自治協議会などにも協力を仰ぎながら団員確保に努めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了いたしました。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。1時45分より再開します。

午後1時30分休憩

午後1時45分再開

日程第2. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次、日程第2、議案質疑を行います。

議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島でございます。

議案書の12ページをお開きください。

議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

辺地とは、交通条件や自然条件などに恵まれない山間地や離島などでございまして、人口要件が政令で定める基準に該当する地域とされ、うきは市では、姫治地区の妹川、新川、田籠、小塩が該当いたします。計画書に定める事業には、辺地債を財源とすることができ、そのうち8割が交付税で措置されるものです。計画書の策定や変更にあたりましては市議会の議決が必要であり、今回、計画を変更することから、議会の承認を求めるものでございます。

事前に配付をしております計画書案の1ページをお開きください。

変更の部分を御説明いたします。変更点は、赤字で記載しております部分でございます。また、表の中に括弧で囲んだ数字は、変更前の数字でございます。

まず、1ページは、妹川の総合整備計画でございます。市道笹尾・樫ヶ平線の樫ヶ平橋の補修工事と市道桂谷・元有線で元有橋の補修工事を追記するものです。定期点検の診断の結果、いず

れも早期に補修が必要との診断により、補修工事を行うことで長寿命化と安全性を確保いたします。

次に、2ページの、新川の総合整備計画です。

市道栗木野・探野線で栗木野橋の補修工事を追記するものです。こちらも定期点検の診断の結果、早期に補修が必要との診断により、補修工事を行うことで長寿命化と安全性を確保いたします。

3ページと4ページは、変更はございません。

以上、説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これは総務産業常任委員会のほうに付託が予定されております。厚生文教常任委員のみ質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号第4期うきは市地域福祉計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めますが、非常に分厚うございますので、皆さんにはもう既に計画書の案を配付し、お読みいただいていると思いますので、簡潔に要点のみ、お願いします。福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所、浦でございます。

議案書は13ページを御覧ください。

議案第16号第4期うきは市地域福祉計画の策定について。

第4期うきは市地域福祉計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

事前に配付させていただいております計画案をお手元をお願いいたします。

計画の策定に当たりまして、地域福祉計画審議会を16名の委員で立ち上げ、6回の会議を行っております。その中で、市民意識調査をすることとし、市内2,000名を無作為抽出して意識調査を実施いたしました。回収率は42.0%でした。また、市内11地区での座談会、それから高齢者や障がい者の支援事業所などの関係団体にも意識調査を行い、広く御意見を伺ったところでございます。さらに、計画策定案策定後の令和4年12月28日から令和5年1月27日までの1か月間、パブリックコメントを募集いたしました。これには2名から19件の御意見をいただきました。なお、出された御意見と市の考え方を併せてホームページに掲載しているところでございます。

計画策定の背景といたしまして、近年、全国的に少子高齢化、核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄になってきております。また、子育て世代、

高齢者、障がい者や障がい児といった従来の枠組みの支援だけでは対応しきれない生活困窮者、孤独、孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題など様々な問題が複雑化、深刻化しております。こうした課題に対応するため、制度、分野の枠や、支える側、支えられる側という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現を目指し、本計画を策定しております。

法改正などにより追加された大きな項目のみ説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

計画策定に当たっての踏まえるべき事項として、社会福祉法の改正について述べております。

また、9ページのほうには、前回の計画から変更となる部分の1つとして、重層的支援体制整備事業に取り組んでいくということを記載しております。

10ページのほうには、近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化することにより、内閣官房に孤独・孤立対策担当室が設置され、各種施策を展開することとなっております。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）では、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、目標とターゲットが定められておりますが、この目標は、本計画の目指す地域共生社会の確立と共通する目的でありますことから、この理念に沿った施策に取り組んでまいります。

また、国・県から求められております、再犯防止計画、成年後見制度利用促進計画をこの計画に組み込んでいるところでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。この計画は厚生文教常任委員会のほうに付託の予定であります。総務産業常任委員の皆さんからの質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 47ページの目標指標と49ページの目標指標ですか、これは、アンケート調査結果で、「知らなかった」とか「それを減らしますよ」やら、何か、あと一ひねり必要だったんじゃないかなろうかという思いがあるんですけど、ただ市民の皆さんにアンケート調査して、その制度を知らなかった。だから、知らなかった人を減らしますよというのがただ目標になっているような感じ。確かに、これというのは、それを知ることによって、よりよいものになるんだろうとは思いますが、そこがちょっとクエスチョンなものでですね。

それと、53ページの目標指標の中に、うきはのほうは犯罪は少ないということで毎年報告をいただいているんですけど、うきはの犯罪の傾向、こういったのがうきは市では多いんですよというようなのがあれば教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長、どうぞ。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 目標指標の設定についての御質問でございます。

なかなかこの辺りの部分の目標設定に苦慮したところでございまして、まずは知っていただくことを最優先ということで目標設定に上げさせていただいております。

犯罪発生件数は、市民協働推進課のほうでお願いしたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤でございます。

犯罪の状況ということでございます。先日、警察の生活安全課のほうとちょっとお話ししたことがございます。手元に資料がないので、はっきりしたことは申し上げにくいんですけども、福岡県内にある警察署管轄がありまして、その中で、空港にも警察署がございます。そこを外した中で、県下で下から2番目の犯罪件数だと聞いております。

犯罪の内容についてなんですけれども、やはり窃盗が多かったと思います。増加傾向にあるのが詐欺——ニセ電話詐欺とかオレオレ詐欺、そういったことが増えているということをお伺いしました。詳細についてはまた資料がございますので、提出したいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 目標設定については、なかなか難しいだろうと思っておりますけど、ちょっと感じたところを質問させてもらったところでございます。

あと、犯罪の状況にありましては、そういったのがあるということが分かれば、窃盗をゼロに目標にするとか、詐欺は、うきは市からゼロにするとか、何か漠然と件数があつて、その件数を減らすというのはどうなのかなという思いがしたもので、質問をさせてもらったところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて、福祉計画そのものについて賛否があるわけではないということを前提にしながら、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

13ページには、今のうきは市の人口・世帯動向が示されて、国勢調査による数値が出されております。ちょうど今回の策定期間でどういう節目があるのかということ、ちょうどこの令和2年を境にして高齢者人口が減少していくという状況になってきているということだと思っておりますね。実際に私も住民基本台帳を基にして、3世代別の動向を調べておりますけれども、高齢者の65歳以上の人口が減っているんですね。そういう意味では、ある意味での節目の時期でもある。これが例の出生数の減少と同じで、年少人口も生産労働も、そして高齢者も3つとも減少しているというのが、うきは市の実態だと思うんですね。そういう節目のときに、この福祉計画

をどうつくるかということが大きな課題だろうと思う。まさしく一番最初にこの計画をつくるに当たって、今、説明がありましたように、地域づくりに向けた支援という、このPDCAというか、そういったサイクルの中で、うきは市が持っている現状課題について、やっぱりきちんとした視点を持って取り組まないといけない。そういう意味で、今5番議員からあったように、具体的な施策計画についていくと、やはり若干弱含みというか、変な言い方ですけど、どうでも取れるという、そういう雰囲気になるわけです。

特にちょっと気になったのは、1つは、72ページのところで、ボランティアの参加について、参加したことがあるけれども、現在は参加していない人が減っていると。こういった問題だとか、あと幾つかあるんですけども、相談についても、相談できる場を知らない。だから、広報の必要があるということだろうと思いますけど。とか、そういった問題があるかというふうに思っているんですね。特に地域の中でどうやってつくっていくかということは、一生懸命、地域包括ケアの仕組みづくりも含めて、あるいは座談会も含めて、やられていると思うんですけども、実は、そのボランティアに参加している方々の平均年齢とか、そういった状況について、ちょっと教えていただければありがたいということが1点目です。

それから、特に地域の中で、介護保険の中で見ていると、居宅療養とか居宅で見てもらっている方というのが年々人口増えているんですね、保険の状況を見てみると。そういう意味で、なかなか外に——コロナの関係もあるんでしょうけども、外に出られていない、そういう人、あるいは独り住まいの高齢者が増えていると。そういったところへの視点のアプローチというのが具体的にどういうことなのか。ちょっと全部を読んで——全体をかいつまんでしか読んでないので、その点について少し具体的な計画があるのであれば教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（江藤 芳光君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） ボランティア活動をしている方の平均年齢ということでございますが、ボランティアの団体を全て把握しきれているわけではございませんで、名簿ですとか年齢とかも把握できておりませんので、平均年齢については、ちょっとお答えができないところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

2点目の、独居の高齢者など、高齢者の支援についての具体的なアプローチについてでございますけれども、この地域福祉計画の個別計画のほうで「うきは市高齢者保健福祉計画」というものを作成しております。現在、第8期うきは市高齢者保健福祉計画の期間でございますけど、来年度、第9期、令和6年から8年までの3か年の計画を策定予定としておりまして、現在、在宅

介護実態調査というものを調査をしておりますので、そういった調査結果を踏まえて、具体的な高齢者へのアプローチについては、第9期高齢者保健福祉計画のほうで策定をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 意見関係は厚生文教常任委員会のほうにお任せするとして、21ページにボランティア団体等も書いてあるんですけど、これについて、要は、会員の人数は分かるけれど、そういったことは把握できていないということですね。できれば、その辺は、いわゆる老老介護じゃないですけど、実態として持続可能な社会を形成するための人材が、あるいは団体が、どういうふうにあるかということをつっ込んでやっぱりきちんと見ていかないといけないのではないかなというふうには思っています。それは、さっき言いましたように、全体の人口減少の中で、それぞれの世代が減少していく。これから、そういった資源が少なくなっているということの中で、今度のこの計画、これは何年計画だったっけ、5年でしたっけ、だとすれば、そういうふうなところをやっぱりきちんと見通しを持って計画をつくるべき筋合いのものではないかなと。社会福祉協議会に丸印で全部投げて——投げ、ごめんなさい、表現が悪いんですけど、委託している分というのは結構多いわけですね。そういう意味では、社会福祉協議会の強化についてどうしていくのかということの方向性も含めて、ぜひ議論いただければありがたいと思います。これは要望で収めておきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松です。

これは、計画に対しての意見ではないんですけども、90ページで、介護・福祉人材の確保に向けた取組という項目がありまして、今日、1番、権藤議員からも一般質問でありましたみたいに、外国人材の活用ということが現実的なことだとは思いますが、先日、ちょっとあるところで見聞きしたことなんですが、円安の影響で外国から来られる方が減る傾向が見え始めているということとか、日本の介護人材で若い方は外国に介護職として出ていかれる方が随分出てきたというようなことを見聞きしました。

根本的には、やっぱり介護人材の職のきつさに比べて給料が安過ぎるということが根本にあるんだと思いますので、これは、うきはだけの問題じゃなくて、国の問題になってくると思うので、ここでどうこうではないですけども、革新的なといいますか、うきはスタートで介護人材に手当を上げられるようなことができれば、それが、うきはに応募する方が増えれば、周りも上げざるを得ないとか、そうすると福岡県全体、国が動き出すとか、そんなことも。これは、簡単なこ

とじゃないのはもちろん分かって言っているんですけども、そういうことが起こるといいなとか思ったりしております。これは意見だけです。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。これは、議案第18号と19号、19号のほうがちょっと先行しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、説明を求めます。総務課長。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書18ページを御覧ください。

議案第19号うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

本議会初日にお配りしました資料、それから本日お配りしました答申に関する文書、それから議案書を併せて御覧ください。

社会全体のデジタル化の進展に対応しました個人情報の保護及びデータ流出の両立などの観点から、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、令和5年4月1日から、地方公共団体及び地方独立行政法人にも改正法が適用されることとなりました。

初日にお配りした資料の表面に個人情報保護制度見直しの全体像を記載しておりますが、これまで、国の行政機関、それから独立行政法人等、それから民間事業所——民間事業者、地方公共団体など、団体によりまして、個人情報の取扱いに関する法律、それから条例等が違い、対応がまちまちになっておりましたものを統合後の法律において全国的な共通ルールを規定するものでございます。これを受けまして、現行のうきは市個人情報保護条例を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で独自の規定を置くことが認められた事項を定めるうきは市個人情報の保護に関する法律施行条例、こちらを制定させていただきたく、今回、御審議いただくものでございます。

改めまして、議案書の19ページを御覧ください。

第2条では、この条例における実施機関を定義づけしておりますが、現行における実施機関から、その独立性を担保するため、議会を除き、また、公営企業管理者の権限を持つ市長、それから財産区を加えております。

第3条では、法律第60条第5項の条例で定めることができるとされております条例要配慮個人情報として、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第8条に規定する地区の所在地を含む

記述等について配慮すべきとしております。ちなみに、条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、本人に関する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとしたしまして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。

続きまして、第4条では実施機関の責務、それから、第5条では市民の責務、第6条では事業者の責務、第7条においては、公開しないことができる条例についての規定を記載しております。

第8条以降には、個人情報保護業務の届出について記載しております。改正法の第72条によりまして、個人の数が1,000人以上のものを対象として、個人情報ファイル簿、こちらの作成と公表が義務づけられております。今回の施行条例にありましても、現行条例と同様に、個人の数が1,000人未満の場合にも個人情報業務届出書を作成することを想定しております。

第9条では、開示請求書の記載事項について、法や規則で定めることを記載しております。

第11条では、開示決定等の期限を定めております。改正法では、開示請求があった日から30日以内に開示請求等を行わなければならないとされておりますけれども、本施行条例におきましては、この期間を短縮して、15日以内に開示決定等を行うものと規定しております。

第12条では、開示決定等の期限の特例について記載しております。

第13条では訂正請求の手続、第14条では訂正決定後の期限など、それから、第16条にかけて開示決定関連の規定を設けております。

第17条から第27条にかけては、情報公開・個人情報保護審議会に関する事柄を規定しております。事務を行う内容、それから、組織、委員等について記載しております。ここでは、現行条例の規定と同様の規定を設けておりますが、委員の服務等については、今回の施行条例で新たに規定しております。

第28条には、施行の状況の公表について、現行条例と同様の規定を設けております。

第29条では、開示請求に係る手数料を規定しておりますが、こちらも現行どおり、手数料については徴収せず、公文書の写し等の交付を受ける者に対して、当該写し等の作成及び送付に要する費用、いわゆる実費の部分の負担を求めることを規定しております。

第31条では罰則を規定しておりますが、審議会の委員以外の罰則規定は全て改正法に規定されております。

附則としまして、施行期日を令和5年4月1日としております。また、附則の第3条から第5条では、経過措置としまして、この条例の施行時点での実施機関の職員、または、この条例の施行前における実施機関の職員であった者のうち、現行個人情報の取扱いに従事していた者に対する、秘密を漏らしてはいけない義務、これの規定や、現行条例の規定により行われている様々な開示請求、審議、調査等の手続、それから罰則等について経過措置を規定しております。

附則の第6条は、うきは市情報公開条例についての記述です。改正法にうたい込まれます自己情報の開示請求等に関する第14条から第16条の部分を削除しまして、改めて第12条の後に、情報の存否に関する条項を整理して追加しております。

附則の第7条では、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に関しまして、引用部分の一部改正をいたしております。

最後に、うきは市情報公開・個人情報保護審議会は、改正個人情報保護法の施行に向けた市の方針等について諮問をいたしまして、適当であると認める旨、答申をいただいているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これは、総務産業常任委員会に付託予定でありますので、厚生文教常任委員の質疑をお受けします。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 幾つかお尋ねいたします。

まず、冒頭、先ほど課長のほうから、これは令和3年5月に改正され、令和5年、今年の4月1日から適用するためということでありましたが、このうきは市議会の個人情報の保護に関する条例との整合性はどうなっているのか、まずお尋ねいたします。

それから、2点目、これとほぼ同じ内容なんです。22ページ、第17条（4）、議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するということですが、こちら、うきは市議会の個人情報の保護に関する条例はまだ制定されていないのに、なぜこの（4）で議会個人情報保護条例第50条が上っているのか。同様に、23ページ、第24条、2行目の後半です。実施機関及び議会個人情報保護条例第45条の規定によりということですが、これも、まだ決まっていないのに、なぜここに上がっているのか。

そして、最後ですが、今日の朝、頂きました改正個人情報保護条例の施行に向けた市の方針について、情報公開・個人情報保護審議会の会長のほうから答申が出ておりますが、先ほどと同じように、第17条の（4）、議会個人情報保護条例第50条、そして、第24条、先ほど言いました、うきは市議会の第45条等々あっておりますが、この整合性はどのようになっているのか。いわゆる市議会の個人情報保護条例、端的に言えば、決まっていないのに、こっちに上げて審査した、あるいは審議会に審査を諮ったということは議会軽視と言わざるを得ませんが、どのような経緯かをお尋ねいたします。

それから、2点目は、それぞれの個人情報の件ですから、市民に直接関係するものと思っております。このようなことの改正については一般的にパブリックコメントを求めるということでありましたけれども、それが今回なされたのか、なされていないのか。もしなされていないとするな

らば、その理由をお尋ねいたします。

それから。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、ちょっと区切ってください。

○議員（7番 竹永 茂美君） はい。じゃあ、以上です。

○議長（江藤 芳光君） これは、初歩的なあればってん。順番の問題であるからね。だから、同じ会期中で、それから、それと附則で、個人情報保護条例はもう廃止すると附則にうたっているとが分かりになってないのかな。その辺ちょっと答えてください。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 議会に関連します個人情報保護の関連の法律施行条例でございますが、こちらにつきまして、整合性という話でございましたが、私の立場で、いろいろ意見する立場にございませんので御意見は差し控えさせていただきますけれども、一般的に情動的な、今回のこの個人情報に関する現在の条例を廃止しまして新たな条例に移行するわけでございますので、便宜的にこういった形で仕組みをつくっているということで御理解いただけたらと思います。本議会の中で並行して御審議もいただけるものと思っておりますので、そういったことで御理解いただければと思っております。

それから、パブリックコメントにつきまして、議員の御意見ございましたが、パブリックコメントの対象となりますもの、それから、対象としないことができるものという規定もございます。この中で、今お話ししましたように、今回の制度、個人情報保護の制度に関する主体の部分はもう国が全部法律で規定すると。いわゆる枝葉の部分といいますか、この部分については施行条例で規定するということになっておりまして、裁量の余地が少ないというところがございます。また、こういった形で、うきは市の情報公開・個人情報保護審議会のほうで審議も行っておりますので、そういった観点から今回はパブリックコメントを省略したものでございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（江藤 芳光君） 分かりますか。審議会の件ということですが。

もう一度、これはもう2回目に入れます。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） この審議会答申には、まだ決まっていないうきは市議会の個人情報の保護に関する条例のことが載っています。それが審議されるのはおかしいんじゃないでしょうかということを言っているわけです。うきは市議会の個人情報の保護に関する条例が通って、こちらに諮られる分は分かるんですけど、まだ通ってもいない、形もない、それが審議会で答申される。そして、審議会は、その結果、あんまり問題ないということですから、それはおかしいんじゃないですか。

○議長（江藤 芳光君） 事務局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 本日お手元にお配りしております改正個人情報保護法の施行に向け

た市の施政方針等についてということで、うきは市情報公開・個人情報審議会の答申、お配りさせていただいております。確かに、この中で、市の個人情報保護、新たな条例、それと、このたび提案をさせていただきます、議会の個人情報保護法の新たな条例、こちらのほうが、ほぼもう同時進行で進んでいるというふうな経緯もございまして、ただ、市の個人情報保護については審議会の答申が必要ということで、どうしても時期的に重なる時期がございまして、そのような関係で、事前というわけではないんですけれども、審議会の答申を先にいただいたところでございます。あくまで同時進行で進行しているということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それは絶対におかしいことだと思います。

1つは、私たち議員の反省になるんだろうと思いますけど、先ほど言われましたように、令和3年5月にあって、そのことをずっとたなざらしにして、今回、突然来まして、もう4月1日から施行するんだと。今日がもう3月7日という形で、大変、何ら形のないものを同時進行で、しかも内容は個人情報の件ですから、これは、議会改革の命である自由討議と情報公開が2つの柱というふうに私は学んできましたので、それを出して、何も説明もないまま、こっちも後からまた論議になると思いますけど、されるのはおかしいし。じゃあ、うきは市の情報公開、個人情報——判こで文字が見えませんが、個人情報審議会というのは、形がないものを提出して審議していただける、あるいは、これからであろうというものを審議できる審議会という理解でいいんですか。私自身が、この審議会に個人情報あるいは行政不服審査等をやったときは、具体的にこのことだけですよということで、いろんなことはあるけども、この件についてだけしますというのが審議会の持ち方だと思っています。それに、このことじゃない、こっちもあります、こっちもありますということで審議会を設定されるということは、恐らく会長、あるいは審議員の5人の皆さんは知らなかったんじゃないですか。これ、5人の皆さんに、こういうことをまだ議会の分はできてませんが、これもお願いしますというふうに審議会にかけられたんですか。その2点をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 暫時休憩します。

午後2時29分休憩

午後2時44分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開をいたします。

先ほどの件につきまして、まずは、その体系像について、総務課長のほうから答弁願います。

吉松課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今回、個人情報保護法の改正につきましては、全国の——国を筆頭としまして、様々な地方自治体、それから民間事業者、独立行政法人等々で同じような改正を行っているものでございます。その中で、私どもとしまして、今回、議会の部分につきましては、独立した上で改正を行うということで審議会の中でも協議をしたところでございます。当然ながら議会につきましても、今回、私どもの条例からは外れますよということと、同時進行で協議をしているという話はした上で、こういった答申をいただいているものでございます。

こちらの表紙——かがみの後ろについております資料につきましても、私どものたたき台として、形として、こういったものになりますよというもので御用意したものを最終的にこういった結果にします、こういった流れ、方向性でいいですよということで一定の答申をいただいたものでございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 事務局長から議会に関する答弁をさせます。事務局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） それでは、議会の個人情報保護法の条例の流れでございますけれども、現在、条例案というものを作成しております、今後、ちょっと議員の皆様にも再度時間をつくっていただきまして、その内容について御審議をいただきたいと思っております。それは、定例会ではなくて、またそういった別の機会を設けて御説明をさせていただきたいと思っております。その中で一定の理解をいただきましたら、議会の最終日に追加提案ということで、こちらの議案のほうを提出——議員発議ということで提出をさせていただきたいと思っております。

その採決でございますけれども、まず、やはり議会の個人情報保護条例のほうを先に議決をいたしまして、その後に、こちらの市の個人情報保護の条例のほうを議決していただくというふうな流れで皆様の理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） そういうことございまして、あとは、時間的なそごについても、ほぼ全国同一の法に従った改正と制定を行っております。

問題は、今、事務局長からもありましたように、これを先に審議している、だからという指摘であります。でも、これは同一会期内で議決のほうを先にすれば何ら問題ありません、事前に全協でもお話をしておりますから、皆さんはもう当然御理解いただいているというふうに思いますので、あとは、竹永議員、総務産業常任委員会のほうで、十分それを踏まえて議論いただくものだと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 全国統一ではありますけれども、もう北九州市においては審議されておりますし、この審査会の——失礼しました、昨年12月21日にかけてたとするならば、本来は、そのときに議会に提出すべきであったというふうに思っております。ですから、全国一律と言われても、それは若干違って、やっぱり意識の高いというか、いろんな課題が感じている議会は、さきにされたんではないかと思っています。

それから、市の情報公開の目的は、市民の知る権利と市民たちへの説明責任ということは書いてありますので、この点は、この条例制定後には、市の広報あるいは議会の広報で知らせて——議会のほうは答弁結構ですので、市のほうで市民に周知されるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今、私どもと、それから議会事務局のほう、それから議長のほうもお話がありましたように、これ、全国的に、最終的には令和5年の4月1日にスタートしますよということでやっております。各自治体によりまして、いろいろ遅い早いがあって、早いところを見ますとやはり何でうちは遅いんだという話になるかもしれませんが、最終的には、この4月1日からの施行に向けて準備をしているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、情報公開に関連するものでございますので、当然ながら広報誌等で広報をしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） それでは、引き続きまして、議案書の16ページでございます。

議案第18号情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約の変更についてでございます。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、うきは市とうきは久留米環境施設組合との間における情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約の一部を変更したいので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

こちら、先ほどの議案第19号と関係してまいります。現行のうきは市個人情報保護条例を

廃止し、うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することになりましたら、これに伴い、本件、事務委託に関する規約の引用部分を変更となりますために御議決をいただきたく上程したものでございます。

具体的には、議会初日にお配りしました規約に関する資料、それから新旧対照表に基づき説明させていただきます。新旧対照表では4ページを御覧ください。4ページでございます。

この規約は、行政不服審査法の抜本的見直しにより、一部事務組合である、うきは久留米環境施設組合が、その構成団体であるうきは市に、情報公開・個人情報保護審議会の事務に関して委託する旨、平成28年4月1日に提携しているものでございます。具体的には、一部事務組合にも設置が義務づけられております、行政不服審査法上の第三者機関をうきは久留米環境施設組合の要請を受けて、この事務委託の契約により、うきは市が受託しているものでございます。

こちらの新旧対照表を御覧いただきますと、第2条につきまして、「うきは市個人情報保護条例」とあるものが、「うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例」と変更されます。なお、規約の改正後も、万一不服申立て等がございました場合、これまでと同様に、引き続き、うきは市の情報公開・個人情報保護審議会において審査が行われます。

ちなみに、議案書16ページの下段には、16ページでございますが、ほかの議案書と様式が違っております、提案理由としての記述をしております。こちらは、規約の変更に当たりまして、御議決いただいた旨を福岡県知事へ届出する義務がございますので、既に県とは事前協議を行っております、その結果、県の様式を使用しているものでございますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これも総務産業常任委員会に付託の予定であります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略をいたします。説明を求めます。簡潔に願います。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。よろしくお願いたします。

議案書28ページをお開きください。

議案第20号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

改正の目的でございますけれども、福岡県の国民健康保険運営方針において、保険税の算定方式を所得割、均等割、平等割の3方式で統一することなどが示されておりますことを踏まえまして、医療給付費分基礎課税額の資産割を廃止いたしまして、その算定方式を4方式から3方式に改正いたします。

そのほかの理由といたしましては、資産割につきましては、居住用の固定資産にも課税されることから、低所得者の負担になっておりますことや、固定資産税との二重課税といった被保険者の懸念を解消すること、さらには、市外に所有する固定資産は課税されないため、不公平感を解消すること、そして、後期高齢者医療制度や協会けんぽ等では資産割課税を採用していないこと等がございます。条例改正内容につきましては、第2条第2項中「及び資産割額」を削ること及び第4条を削除いたします。施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。新旧対照表につきましては、10ページに記載しております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これは、厚生文教常任委員会のほうに付託予定であります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。簡潔に願います。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、議案書の36ページをお願いいたします。

議案第22号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。こちらにつきましても、初日にお配りしました資料と、それから議案書を併せて御覧ください。

まず、資料のほうを御覧ください。いわゆる国が定める親法でございます行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらにおきましては、社会保障、それから税または防災に関する事務であって、法で規定された法定事務の処理についてのみ、個人番号の利用が認められております。また、これらの事務においては、同じく法で規定された事務の範囲内で他団体との特定個人情報の連携が認められております。

一方で、地方公共団体においては、こちらの親法の法で規定された法定事務以外にも、条例等により、社会保障、税または防災に関する独自の住民サービスが提供されることもありまして、番号法では、これらの事務についても、条例を定めることにより、個人番号の利用を認めている

ものでございます。

うきは市では、平成27年に、うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を制定しまして、子ども医療費の支給に関する事務、それから、重度障害者医療費の支給に関する事務、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務について、その後、規定しております。個人番号の利用を行っております。

今回の一部改正につきましては、この取り扱うことができる事務に、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものを追加しまして、併せて、従来の取扱いの別表第2について文言を整理しております。

具体的には、新旧対照表の17ページを御覧ください。17ページでございます。

別表第1に、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの」との記載を追加しております。別表第1は、地方公共団体が個人番号を利用することができる項目をうたっているものでございまして、一方、別表第2は、こちら、左側の欄に上がる機関が、真ん中の欄に上げる事務を処理するために必要な限度で右側の欄に掲げる特定個人情報、こちらを利用することができる」と規定しているものでございます。

別表第2では、特定個人情報の欄にそれぞれ、生活保護実施関係情報、地方税関係情報、それから中国残留邦人等支援給付実施関係情報とあったものを、今後、別表第2に追加される事務が増加することを想定しまして、法根拠に基づいた文言に整理したものでございます。

19ページから20ページにかけては、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものについて、必要な限度で市長等が保有する右の欄の特定個人情報を利用することができる」としております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これは、総務産業常任委員会に付託予定であります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。市民生活課長。簡潔に願います。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。よろしく願いいたします。

議案書41ページをお開きください。

議案第23号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてでございます。

議案書42ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布されたことに伴う改正でございます。概要につきましては、障害者総合支援法の改正内容のうち、居住地特例の規定に関する改正内容が本条例に関係いたします。居住地特例とは、重度障がい者医療費受給者が、当該市町村外の障害者総合支援法等に規定する施設に入所した場合、施設所在地市町村の財政負担を軽減する観点から、その支給決定につきましては、施設入所前の市町村が実施することとされております。当市に住所を有する重度障がい者医療費受給者が、市外にある居住地特例対象施設への入所のため転出した場合でも、引き続き、当市の重度障がい者医療費受給者として継続されることとなります。その逆の場合も同様でございます。今回の改正は、現行の居住地特例対象施設に養護老人ホーム及び介護保険施設を追加するものです。

条例改正の内容につきましては、第13条第1項中に、2行目の後半部分になりますけれども、「老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護保険施設」等を追加するものでございます。

条例の新旧対照表につきましては、21ページに記載してございます。施行日は、令和5年4月1日です。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 1点だけ、お尋ねします。

要は、以前、資料として説明文書がありましたけれども、あるA市からB市にということになるということですね。そうすると、B市に移った方がA市の給付条件ということになると思うんですね。そうすると、B市に入っている——施設に入っている人によっては、いろいろ格差が生まれることはないかどうかというのをちょっと確認したいと。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 福岡県内の一部の自治体においては、制度が異なっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そうすると、今うきは市で、こういう形態になっている方の対象者ってどのくらいか、確認させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 今年の1月末現在で、受給者総数で697名いらっしゃいます。そのうち、特例者につきましては40名でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。よろしく願いいたします。

議案書43ページをお開きください。

議案第24号うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書44ページをお願いいたします。

改正の目的につきましては、令和5年2月1日に、健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されまして、出産育児一時金が引き上げられましたので、本条例を一部改正するものでございます。

改正の概要でございますが、現行の出産育児一時金につきましては、40万8,000円に、産科医療補償制度に加入する産科医においては、出産の場合、保険契約掛金の1万2,000円を加算しまして支給総額が42万円となっております。今回の改正では、出産育児一時金の40万8,000円が48万8,000円へ8万円引き上げられました。産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加算しますと、総額で42万円から50万円へ引き上げられたこととなります。条例の改正内容につきましては、第4条第1項中の40万8,000円を48万8,000円に改めるものです。

条例の新旧対照表につきましては、22ページでございます。施行日につきましては、令和5年4月1日です。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。3時15分より再開します。

午後 3 時 05 分休憩

午後 3 時 16 分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、議案第 2 号令和 4 年度うきは市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

予算案の質疑につきましては、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。なお、財源組替えのみの項につきましては、質疑のみを行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 大変お疲れさまです。企画財政課、山崎でございます。

補正予算書 1 ページをお開きください。

議案第 2 号令和 4 年度うきは市一般会計補正予算（第 6 号）。

令和 4 年度うきは市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,927 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 176 億 2,362 万 2,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。令和 5 年 3 月 3 日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、8 ページをお願いいたします。

「第 2 表 繰越明許費補正」となっております。案件がかなりありますので、なるべく簡潔に説明をさせていただきます。

まず、2 款 1 項、庁舎営繕工事費 1,800 万円でございます。こちらは、庁舎の照明制御盤の更新工事等が、半導体不足等の影響により年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。

次の 2 款 1 項のシステム開発委託料 908 万 4,000 円でございます。国が進めるシステム標準化に向けた、その中で文字の同定作業というものを委託しておりますが、国の仕様のほうが決まっておりますので年度内の完了が困難なため繰り越すものでございます。

次に、3 款 1 項の地域介護・福祉空間整備等補助金 1,020 万 9,000 円でございます。国の 2 次募集で 2 つの事業所から申請がありましたが、3 月の内示予定で、今回 3 月補正に上げておりますけども、年度内の完了が困難なため全額繰り越すものでございます。

次に、3 款 3 項の生活保護システム改修委託料等 581 万円でございます。国からシステム改

修内容の詳細な情報が公表されていない関係で年度内での完了が困難なため繰り越すものがございます。

次に、6款1項の肥料価格高騰対策事業費補助金2,924万1,000円です。国は、5月までの春肥料購入分まで対象として繰越しを行いまして、県も国に準じて繰越しを行うため、同様に市も繰越しを行うものがございます。

次に、6款1項、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金319万2,000円。こちらは、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響等で農業機械の部品調達が遅れているため、年度内の納期が困難なため繰り越すものがございます。

次に、6款1項、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料等1,570万円。こちらは、3月補正予算に計上して、全額繰り越して実施するものがございます。

次に、6款2項、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金9,603万3,000円。ウッドショックによる設備投資への需要増やコロナ感染症による工場停止等により、精密電子部品の年度内納入が困難なため繰り越すものがございます。

次に、7款1項、臨時経済対策商品券発行事業費補助金2,100万円でございます。3月補正予算に計上しております、プレミアム率20%分の商品券発行事業でございます、全額繰り越して実施をするものがございます。

次に、8款2項、一般道路新設改良事業3,920万円。こちらは、地権者との協議等に時間を要したため、年度内完了が困難なため繰り越すものがございます。

次に、9ページをお願いいたします。

8款2項、辺地道路整備事業2,820万円。地元車優先の道路規制や電柱移転等に時間を要して年度内の完了が困難なため繰り越すものがございます。

次の、小学校費の学校用新型コロナウイルス感染症対策消耗品等については、過去数年、各学校に全額配分をして実施をしてきたところですが、今回の補助金については、学校設置者が一度に全額を配分せず、学校ごとの限度額のうち、5割を各学校に配分し、残りの5割を感染者等発生対応分として設置者において留保し、学校で感染者等が発生した場合に速やかに配分することということになりましたので、小学校教育振興費に337万6,000円を、その他、御幸小学校67万4,000円、その他の小学校に各45万円を3月補正予算に計上して、全額繰り越して実施するものがございます。これまでは全て各学校に振り分けていたものを、半分は教育振興費に持っておくということで、感染者が発生した場合に、その分を配分することということになっております。

続いて、中学校費についても同様の考えで、中学校教育振興費に135万2,000円、続いて、10ページになりますけども、両中学校に67万4,000円ずつを3月補正予算に計上し

て、全額繰り越して実施するものでございます。

次の、11款2項の現年発生公共土木施設災害復旧事業3,300万、そして最後の、令和2年発生公共土木施設災害復旧事業8,450万円は、工期が出水期以降となり、復旧の工期が確保できないため繰り越すものでございます。

以上、全体で24件、金額として4億261万9,000円を次年度へ繰り越すものでございます。

続いて、11ページをお願いします。

第3表の地方債補正でございまして。追加分として2件を計上いたしております。

1点目は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業で、限度額1,050万円。2点目は、その他公共施設等災害復旧事業で、限度額410万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりとなっております。

次に、変更分として4件を計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最初に、合併特例事業で1,250万円増額して限度額を1億3,320万円とするものです。次に、公共事業等債で720万円を増額して限度額を3,160万円とするものです。次に、過疎対策事業で1,440万円を減額して限度額を1億5,900円とするものです。最後に、緊急自然災害防止対策事業で1,000万円増額して限度額を1,720万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入、22款市債のほうで改めて説明をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 予算書の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

補正予算書では46ページを御覧ください。

特別職について、その他の特別職が報酬で70万円の減額でございまして。3款1項9目、地域支援事業につきまして、地域ケア会議委員報酬の減額によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。この給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと存じます。

それでは、歳出から質疑に入っていきます。

2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明願います。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 歳出、27ページをお願いいたします。

2款1項7目財政調整基金費3,460万3,000円の増額補正でございます。財政調整基金は、事業の減額等により2,500万円の積立てと基金そのものの運用益584万7,000円の計3,084万7,000円を、公共施設等整備基金以下については、それぞれの基金の運用益等を積み立てるものでございます。

次に、8目企画費145万2,000円の増額補正でございます。企業の決算期を迎え、企業版ふるさと納税を受け入れる可能性があるため、まち・ひと・しごと創生寄附金660万円——これは、後の歳入のほうで説明しますが、そちらの歳入増に伴う企業版ふるさと納税サイトへの手数料として22%分を145万2,000円を補正を行うものでございます。

なお、先ほどの繰越明許費の説明のときに、電子商品券20%と言いましたが、あれは、県が10%、市は10%でございます。合わせて20%という意味で申し上げました。失礼しました。

○総務課長（吉松 浩君） 2款1項11目電子計算処理費につきまして、12節委託料は700万円の減額でございます。行政手続オンライン化に伴うシステム改修委託料につきまして、予算計上後に国の仕様書到着によりまして作業内容が示されました。これに伴い、事業費が変更となったことから、減額しております。

続きまして、13節使用料及び賃借料は、334万5,000円の減額でございます。そのうち、電算機器借上料153万3,000円の減額につきましては、予算計上後の業者との交渉、それから業務内容等の見直しによる借上げ内容の精査による減額でございます。また、自治体クラウドシステム利用料181万2,000円の減額につきましては、令和4年1月からの新システムの稼働によりまして利用料が確定したための減額でございます。

同じく14節工事請負費につきましては、地域情報通信基盤整備工事費199万1,000円の減額。事業費の確定によるものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。それぞれ委員会の所管がお分かりだと思いますので、質疑をお受けしたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の説明を求めます。大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） 2款2項2目賦課徴収費、固定資産異動更新委託料100万円の減額補正です。契約額の確定に基づき減額するものです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。12節委託料133万9,000円の減額でございます。契約実績に基づきまして減額をさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。まず、保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

30ページをお願いします。

3款1項3目老人福祉費480万円の減額でございます。7節報償費の300万円の減額につきましては、コロナ禍により記念品等の配布のみの区が多く、敬老会の開催が少なかったことによるものです。実績報告により敬老会の実施料を減額するものでございます。

19節扶助費、高齢者ふれあい入浴補助給付費180万円の減額につきましては、これもコロナ禍の影響で利用者が減ったことによる決算見込みでございます。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課です。

6目重度障がい者医療対策費、19節扶助費の255万3,000円の減額でございます。4月から10月分の支給実績から、その後の見込み額を算出しまして減額をさせていただきます。以上です。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 7目障害者対策費、18節負担金、補助及び交付金277万円の減額でございます。9月補正予算で市内の障がい福祉サービス事業所に対し支援金を支給するため、障がい福祉事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援金292万円を計上しておりました。その後、福岡県が9月補正で福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金を支給することとな

りました。このため、県の対象施設外のみを支援し、県の対象施設分を減額するものでございます。

○保健課長（末次ヒトミ君） 8目介護保険対策費でございます。18節負担金、補助及び交付金1,357万5,000円の減額補正でございますが、このうち2,378万4,000円の減額につきましては、県介護保険広域連合負担金の額の確定によるものでございます。地域介護・福祉空間整備等補助金1,020万9,000円の増額につきましては、繰越明許費補正で説明があったもので、ひまわりの郷うきはと、さくらデイサービスうきは、2事業所が2次募集で申請がありましたので、外装、屋根修繕、冷暖房完備と給湯の交換を予定して増額補正をさせていただいているところです。

9目地域支援事業費1,245万2,000円の減額でございます。1節報酬、地域ケア会議委員報酬につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定しておりました会議が実施できなかったため70万円を減額補正するものでございます。

7節報償費、講師謝礼等の100万円、地域リハビリ活動支援事業謝礼50万円の減額については、専門職の派遣の委託事業により、理学療法士と看護師の2名の職員を確保できたため、介護予防事業に関わる看護師、理学療法士が不必要になったことによるものでございます。

10節需用費50万円の消耗品減額につきましては、御幸地区自治協議会が実施している午前中の通所型サービスBに、昼食を挟んで午後から認知症予防の通所型サービスCを検討しておりましたが、コロナ禍で実施ができなかったため、その教材費を減額するものでございます。

12節委託料300万円の減額については、これまでの5地区に加え、また新たに3地区を予定しておりましたが、今年度は委託までには至らないため減額するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金575万2,000円の減額で、地域介護予防活動支援事業費補助金130万円、通所型サービスB運営費補助金198万円、訪問型サービスD運営費補助金247万2,000円、いずれも決算見込みにより減額補正を行うものでございます。

○市民生活課長（石井 良忠君） 10目国民健康保険事業費、27節繰出金1,813万5,000円の減額でございます。国民健康保険事業の特別会計補正予算のほうでも説明をいたしましたとおり、県からの通知等により、基盤安定負担金等の減額によるものでございます。

次に、11目後期高齢者医療事業費、27節繰出金959万1,000円の減額でございます。こちらのほうも、特別会計の補正予算で説明をいたしましたとおり、県からの通知等に基づきまして基盤安定負担金等について減額しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3款2項3目子ども医療対策費、19節扶助費285万3,000円の減額でございます。こちらのほうも支給実績に基づきまして見込み額を算定いたしまして減額をさせていただきます。

次に、4目ひとり親家庭等医療対策費、19節扶助費404万9,000円の減額でございます。こちらのほうも支給実績から見込みを算出いたしまして減額をさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 32ページを御覧ください。

1目2,584万8,000円の増額でございます。このうち、役務費14万1,000円、委託料22万円、工事請負費4万円の増は、12月補正いたしました生活保護システム改修の追加の費用となるものでございます。12月補正の時点では未定でした仕様が確定いたしました。新たに専用回線が必要となることが判明したことから計上するものでございます。また、これらにつきましては、国が繰り越して使用することが内定をしておりますので、本予算も繰越しをさせていただきます。

22節償還金、利子及び割引料2,544万7,000円につきましては、過年度返還金でございます。12月補正に計上すべきところを見落としておりました。申し訳ありません。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 33ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、12節委託料321万1,000円の減額につきましては、妊

婦一般健診委託料、乳児健診委託料の決算見込みによるものでございます。

2 2 節償還金、利子及び割引料 8 2 万円は、過年度の返還金で、実績報告が 1 2 月であったため、3 月補正で計上するものでございます。

2 目予防費、1 2 節委託料、予防接種委託料 2, 4 9 4 万 2, 0 0 0 円は、HPV ワクチン接種の不用見込額を算定し、減額するものでございます。

3 目健康増進対策費、総合健診等委託料につきましては、住民健診が 1 2 月で終了したため、実績に基づく減額補正でございます。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、5 目でございます。火葬場費、需用費 1 7 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。火葬 1 体当たりの灯油使用量が若干増えまして予算不足が見込まれますので、灯油 1, 5 0 0 リットル分を増額させていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで 4 款 1 項の質疑を終わります。

次に、6 款 1 項農業費の説明を求めます。農林振興課長。高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしくお願いたします。補正予算書 3 4 ページをお開きください。

6 款 1 項 7 目農地費 7 7 0 万円の減額となります。内訳としまして、1 2 節委託料の 1, 5 7 0 万円の増額となります。橋りょう点検委託料 4 5 0 万円については、小塩ふるさと農道の 3 か所の橋りょう点検委託料となります。耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料 9 7 0 万円については、防災重点農業用ため池のうち、耐震性点検の優先度の高いため池のうち、1 池の点検を委託するものでございます。ため池劣化状況評価業務委託料 1 5 0 万円については、市内防災重点農業用ため池 3 1 池のうち、3 池の劣化状況評価業務委託となります。これらについては、国の補正予算を活用し、繰り越して令和 5 年度に実施するところで計画しているところでございます。

1 8 節負担金、補助及び交付金 2, 3 4 0 万円の減額となります。県営農村総合整備事業費負担金 1, 1 2 5 万円の減額については、福岡県の事業が確定したことに伴い減額するものです。ため池等整備事業負担金 1, 2 1 5 万円の減額につきましては、福岡県の事業が確定したことに伴い 2, 3 4 0 万円の減額と、国の補正予算が前倒しについたため 1, 1 2 5 万円の増額をするもので、合わせまして 1, 2 1 5 万円を減額するものでございます。

続きまして、6 款 1 項 8 目耳納山麓開発費 2 4 0 万円の増額となります。内訳としまして、

18節負担金、補助及び交付金になりますが、農業競争力強化基盤整備事業費負担金670万円については、県営畑地帯総合整備事業の事業額が確定したことに伴う1,700万円の減額と、国の補正予算が前倒しについたため2,370万円の増額、合わせて670万円の増額をするものでございます。農業水利施設保全対策事業費負担金430万円の減額につきましては、福岡県の事業額が確定したことに伴い減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これは、財源組替えです。

次に、7款1項商工費の質疑を行います。担当課長は所管を述べ、順次説明願います。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島でございます。

36ページをお開きください。

7款1項2目商工業振興費、18節臨時経済対策商品券発行事業費補助金です。商工会の商品券発行事業を支援するもので、販売額2億円に対するプレミアム率は、県と市がそれぞれ10%ずつ、合計20%補助をすることで発行額は2億4,000万円を予定しております。予算額は、プレミアム分の2,000万円と事務経費の100万円で2,100万円を計上するものです。

県の補助要綱には、今回から一部分でもデジタルでキャッシュレス商品券を発行することが定められ、さらに今後全てキャッシュレス商品券となることを目指すとの明記がされております。うきは市商工会では令和2年度から、県内の商工会に先駆けて電子商品券の発行を進めてまいりましたが、3年を経過したことから、4年目となる令和5年度より、県の方針に沿って全額キャッシュレスによる商品券の発行を考えております。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課、石井です。

従業員への家賃補助支援補助金800万円の減額補正です。今年度からの新規事業で、うきは市に転入する従業員に対し、事業所へ家賃補助をすることとしております。年度当初に、広報誌、ホームページ等で周知してきましたが、申請件数が伸びなかったため、再度、広報誌に掲載し、うきは市のLINEでも周知してきました。最終的には予算が余ることとなりましたので、減額補正するものです。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 臨時経済対策商品券発行についてお願いします。

さっきも、県のほうからデジタルをしていくようにち言われたということで、私も県のほうに電話しました。うきは市とは言わずに。したら、いろいろな市町村ばらばらですから、早急にといいことではなくて、進めてくださいということはおっしゃっていますということで、私も聞き取りにいろいろ行きました。それで、民意を議会に届けたく、伺いたいと思います。

私は、全額電子申請ではなく、半分または3分の1でも、7,000万円ぐらいでも紙使用を取り入れていただきたく質問をさせていただきます。

この前、プレミアム商品券については、市長は商工会の話の中で、最後は私が決めることですからと言っていましたので、市長にお尋ねします。

商工会から、古賀市が全部電子申請にしているので、うきは市もしていただきたいと要望があり、決定したということですよ。そこで、私もそれなりに近隣の市、いろいろ状況を調べてみました。すると、柳川市では、「柳川藩札」といって、新型コロナウイルス感染症の影響並びにコロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた商店等の売上げ回復のため、柳川商工会議所及び商工会が実施するプレミアム商品券ということで、「柳川藩札」、紙6億円、「柳川藩Pay」1億2,000万円、20%、7億2,000万円です。筑後市が、2023年、「ちっこプレミアム商品券」、これは、1万2,000円分——500円分のあれを24枚、一口1万2,000円の販売をしております。ここも紙を使っております。朝倉市、「とくとく朝倉振興券」、もうここは読みませんが、ここも生活支援事業者の販売、自助努力支援を目的としてプレミアム商品券を販売しますということで、紙と電子にされております。ということで、まだほかいっぱい調べましたが、ほとんど紙を使っております。さっき言ったのが、大体6万人、人口がおります。うきは市は半分、2万8,000人ぐらいですよ。少ないところは、まだまだ紙が多いと思います。ということで、私は紙を使っていただきたいと思い、質問をさせていただきます。

さっき言いましたように、うきは市の周りの市では紙使用をしているところが多い。そこで、この紙使用が、周りが多くて、うきは市が電子に替えなければならないと思ったことをなぜか、市長にお伺いしたいと思います。

次に、市長は、紙使用では採算が取れない。店内でも手間がかかり大変であるから、全額電子の使用にいただき、市外からの顧客を呼び込みたいと言われておりました。そこで、事務費等採算が取れないということですが、どれぐらいの赤字が出ているのか。さっき説明しましたが、

周りの市でも紙使用をしています。そういうとこと、うきは市は商工会に対して事務費が少ないのか。だから、赤字が出るのか。そこのところをちょっと2点、お伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） このたびのプレミアム付商品券の電子化については、議会の議員の皆さんと何度となく議論をさせていただきました。そして、先般は、全ての議員と商工会の幹部の皆さんとの率直な意見交換もされたところでもあります。そういう中で、私のほうが執行部提案として、今回、全て電子商品券で提案をさせていただきたいと、このように思うわけでもあります。

その理由は、まずもって電子商品券は、これを導入することでキャッシュレス決済が促進され、会員事業所のデジタル化による生産性の向上につながるとともに、非接触で支払いができることから感染防止対策としても、そしてまた、これから大きな課題でありますウィズコロナに向けた域内の経済活性化を促すものになると、このように思っております。

それから、先ほど課長のほうからも説明がありましたように、福岡県もデジタル先進県となることを目指しております、今回の補助事業から一部分でも電子商品券とすることが要件とされております。そしてまた今後、全ての電子商品券になることとしているところでございます。

うきは市におきましては、これまで令和2年度から一部電子商品券を導入しておりますが、60歳代以上の方の利用者が年々上昇をしてきておまして、直近では全体の29%まで来ております。うきは市商工会によりますと、今回、全て電子商品券を認めていただければ、デジタルに不慣れなシニア層への配慮として、使い方の説明、そしてサポート窓口の設置など、一層の利用促進を考えているということでもありますし、また、電子商品券対応の加盟店を増やすということにも力を入れるということをしっかり言っておりますので、ぜひとも御理解をいただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） キャッシュレスがいいとか感染防止とか言いますが、紙では感染しますか。電子のほうが、お年寄りがどうこう言っていましたけど、昨年年初めの1億5,000万円電子と1億円が紙。それでは、紙は6,000名のお年寄りが——お年寄りということはないらうばってん、紙使用が、要望があつて、申請が通ったのが3,000人ですよ。電子は、1回で集まらず、2回してますよ。全然認識が違ふと私は思います。さっきも言いましたように、ほかのところは紙が多くてやっているのに、うきは市だけ、感染するとかキャッシュレスがいいとか。

私、古賀市じゃなくて、福津市も電子でやっております。そこに知り合いがおりますから、65歳ぐらいの奥さんに聞いた。古賀市は全部電子でしょう。福津市はどうですか、福津市もそうです。もう福津市は、私たちは買いませんと、そこまでして。うきは市と違ふ。うき

は市は簡単と言いました。レジで並んで、遅くなったら後ろから言われますと、まだかち。そういう不便なところもあるんですよ。

私、商工会と市長がいろいろ話して、議員、議長、副議長、委員長4名と市長が決めて、反対がなかったということで進めておりますということでした。ほんで、商工会の事業所と山春・御幸の自治協議会に、住民健診のことがちょっとあったので聞き取りに行ってきました。したら、ちょうど住民健診で調査に来ましたよということで、それは聞いております。で、商工会の事業所の大小関係なく、プレミアム商品券については全く動向が知りませんと。して、意見として聞いたら、全く聞いたことがないですと。利用店は、大型店に限られた店になったり、事業所支援にはならないと思いますという意見が出ておりました。またこれは、上層部で決めているだけじゃないですかと、私たちは全く知りませんと。だから、私たちの意見は議員にお願いせんと上層部には届きませんと。だから、言ってくださいということも言われてきました。

自治協議会では、何で高齢者のことを考えてもらえないのかと。今の市民生活がどういう状況か、市長は分かっているのですかと。電気料も高くなって、大変な厳しい生活をされておりますと。こんな物価高騰の中で苦しんでいるときに、電子だけにしたらどうなりますかという。私、優しく言っていますよ。自治会のほうはまだ強かったですよ。住民健診で行ったら大分言われたと私は思います。そういうことで、いろいろ不安があっているところに、調査もせずに。市長はいろんなとこ、意見等は聞いてもらったんですか。ただ商工会の幹部、議員4名、市長だけで話し合っ、これ、結論を出したんですか。そこのとこをちょっとお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回のプレミアム——今回というか、プレミアム付商品券の事業主体は商工会であります。その事業主体と我々も何度となく議論をして、先ほどから説明してますように、この方向性でぜひともお認めいただきたいということで執行部として提案させていただいておりますので、何とかそこはやはり今後のデジタル化といいますか、強く商工会が言っているのは、今後もうデジタル化を避けて通れない、そして生産性につながるということで、今回のプレミアム付商品券で、ぜひともデジタル化の背中を押していきたいという、強い強い思いがあることをぜひとも御理解いただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 最後に、これは大事なことですから、ゆっくり取らせてください。

最後に、このプレミアム商品券は、高齢者というなら、議員の中から、若者の支援も考えてくれと。若者の支援が少ないということを私も言われましたので。今度、なかなか若者の支援、住宅の補助とか、いろいろ今、出てきておりますので、今後、若者のこともいろいろ思いがあるとするれば、提言してもらえば、私は一生懸命手伝いをしていきたいとは思っております。

最後に、何でこんなをお願いするかというと、30年ほど前には私たちの地域にも、魚屋、野菜屋、たくさんありました。そこで、近所の商店に買いに行くことはほとんど、マヨネーズがない、しょうゆがないって、すぐ行って買われておりました。で、何でなくなったか。スーパーとかできたから、そっちのほうに買物行くようになって、近くで買わなくなったので商店が閉めていったということです。

で、今、浮羽町は過疎地域に指定されております。Aコープ、サンピット——AコープはJAですから大丈夫ですけど、サンピット、今、一生懸命やっておられます。移動販売も協力しておりますよ。こういうふうにはプレミアム商品券だけが頼りじゃなかろうばってん、そういう手助けを——お年寄りが多いですよ、サンピット辺り。そういうところに手当をしにくくしていったら、お年寄りも腹かくでしょうけど、厳しくなりますよ。辞められたら、今度は、浮羽町山間部の人は吉井まで買いに行ったりせにゃ。車がなければ行けない。そういうことも私は心配して、市長をお願いしております。これは、議員の皆さんにお願いせんと、あとは無理だろうと思えますから、あとは市長には今の要望だけお願いしておきます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回のプレミアム付商品券は、あくまでも事業主体が商工会で、商工業の振興というのが大きなメインであります。

議員が指摘される高齢者対策、これも本当に重要であります。これまでコロナ禍におきまして、非常に生活困窮あるいは物価高騰で苦しんでおられることに対しまして、議会の皆さんの御協力の下に、昨年の9月議会では下水道使用料の減免を2か月間やることができましたし、そしてまた高齢者施設等の新型コロナウイルス感染症対策の支援金もお認めいただきました。さらには、障がい福祉サービス事業所等の新型コロナウイルス感染症の対策支援金も認めていただきました。そして、12月の補正予算では、住民税均等割のみの課税、いわゆる生活弱者の皆さんの世帯に臨時特別給付金ですね、5万円——うきは市独自の施策もお認めいただきまして、そういうところはバランスを取って、高齢者福祉、さらには商工業振興ということでやらせていただいている、そういうことも御理解をいただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 幾つかお尋ねいたします。

1つは、やはり現状の物価高騰の折の状況というのを十分考えられて決断されたのかどうか。

2点目は、全額キャッシュレスにするという通知は、いつ頃、要するに昨年度から予告されていたのかどうか。

それから、3点目は、1人当たりの限度額は幾らと考えてあるのか。

以上、3点、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 3点の御質問をいただきました。

まず1点目、物価高騰を考えたかという御質問でございます。通常、この商品券事業、以前は事業者にも一定の負担というのをお願いしておりました、以前は1%負担をしていただいていた時代もございます。そんな中で、物価高騰を鑑みまして、事業者の負担を今回、ここ数年、頂くことをせずに、県と市でプレミアム分を負担してきておるといところで、そういった配慮、事業者への配慮を今もしておるところでございます。

2点目、キャッシュレスの県の通知でございます。これは、令和4年12月末に通知が出ておるものでございます。

それから、3点目、1人当たりの限度額でございます。直近では1人5万円の購入限度額にさせていただきます。恐らく今回もそれになりますと、プレミアム率を合わせまして2億4,000万円ですから1人5万円。上限まで買われない方もおられますが、仮に全員が5万円を買うとしますと、4,800人分となります。これは、全人口の全員が買えるというものではございませんし、そういった面で、この事業は、購入される方は任意でございますし、買いたい方、購入希望しない方、さらに、希望するけれども抽せんで外れる方、この3通りがおられることを御理解いただけたらと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目に言ってますのは、一般質問でも言いましたように、昨年度末からの物価が非常に上がっているということで、事業者ということなんでしょうか。これは、臨時経済対策商品券ですから、やはり市民のために使うべきものではないかということです。

それから、2点目は、昨年12月に電子だけ全部やりますよというのは、あまりにも性急だと思っております。やはり1年ぐらい前から、次回からはこうなりますよということであれば、商店街の人、そして市民への周知がなされるものだというふうに考えております。そういう手順を踏まないと、何を一体したいのかというのが分からなくなると思っております。

それから、5万円にして4,800人ということですが、過去の商品券につきまして、私が質問して意見を言ってきたときは、例えば100%で1万円だったらどうでしょうかという形で、まさに、経済困窮者、物価高騰に対する対応ということだと思っております。したがって、商店街の電子化は、それはそれで別メニューで僕はすべきだと思っておりますが、その点について、再度お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回、予算で提案させていただいているのは、この事業名にもありますように、経済対策商品券発行事業ということで、商工業の振興がメインでございます。

今回の全ての電子商品券化の話が出たのは、何度も申し上げてますように、昨年10月26日に、年に1回、商工会と行政懇談会をやらせていただいているんですが、その席で初めて商工会のほうから提案があった話であります。その席には、市議会のほうから代表の議員の方も出席されておりました。私は、令和5年度——令和4年度の補正予算で今回計上されるんですが、場合によっては、県の動向を見据えれば令和5年度の当初予算も視野に入れながら、どう議会に予算提案をするかの中で、殊この問題については大きな議論になるだろうということを想定されましたので、執行部提案の前に前段階として私自身が14名の議員としっかり腹割って議論したいということで、何度も御議論をさせていただいて今日に至ったところであります。それは、竹永議員がよく御存じのところでしょうから、そこはしっかり押さえて御指摘いただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 購入限度額の件で御回答をさせていただきます。

1人上限をもう少し下げて、1万円とか、そういうことで皆さんに買っていただくべきではないかという御質問かと思えますけれども、いろんな考え方あると思います。そんな中で、5万円というのが、商工会のほうで、今、考えて検討をしているところでございますけれども、5万円につきましても、先ほど熊懐議員からも御質問いただいたとおり——失礼しました。購入が2回に分かれたという御質問をいただいたと思います。実際は、5万円の上限額で1分で売り切れまして、ただし、お金の納入がなされていない方がおられましたので、その分を追加してまた販売をしたということがございますので、5万円という金額で今のところは適切ではないかというふうに私としては考えておるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私も電子化の流れを否定しているわけではありません。議会でも、ある意味では推進してきたと思っています。ですから、それを行うということであれば、やはり周知期間を設定し、市民の了解を得るとというのが普通の取組だろうと思っています。

また、その10月26日に商工会と議員代表4名が参加されたという会議ですが、それについても、市長御存じのように、参加された議員が、このことを全員一致で賛成したわけではないという報道——報道といいますか、話が、全員協議会といいますか、という中でっております。ですから、私自身も商店街に回ってやはり聞くと、えっ、ゼロになるんですかという声は多々ありました。ですから、そういう伴走期間といいますか、来年度に向けての周知をしながら取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 周知は、やはり議会の承認をいただいてから周知するものであって、今は、商工会の中では何度も議論されて、先日、議員たちの率直な意見交換会に臨んでおられますが、それ以外は、まだ議会の方針も出てませんから、安易に私のほうから話せる話じゃないと、このように承知をしております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 100%電子化というのは、たしか去年9月の補正予算で1億円の電子化のみの商品券発行があつたと思うんですけど、それを私、確認するために、その9月の総務産業常任委員会の委員長報告を読んだら、確かにそういうふうに書いておりました。そして、それが、この議会に——9月の議会にかけられて、全会一致で承認したというふうに思っておりますが、それで間違いありませんよね。ちょっとその確認を1点させていただきたいのと。

あと、さっき、売行きのことでもちょっと話がありましたけど、その9月の補正ときの100%の電子化の売行き、これはどうだったか。それから、その前の紙ベースのやつと、そことの比較をちょっと教えていただきたいんですけども。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 昨年の補正の予算の件でございます。

おっしゃるとおり、補正予算の件につきましては、電子化でさせていただいて間違いございません。

それから、2点目、売行きでございます。これについては、どちらも基本的には全額、ほぼ100%に近い感じで売り切れをしておるといふ現状でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） つけ加えて説明させていただきますと、昨年の9月、全て1億円、全額電子商品券でということに議会からお認めいただいて、そして、先日の意見交換会の際にもお話が出たように、何らトラブルはなかったと、こういうふうに承知をしております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） お尋ねをいたします。

せんだって、小売業をしております知人のほうにちょっと尋ねてみたんですけども、若い店主の方々は恐らく、これは皆さん、すごくありがたい話だというふうにおっしゃっています。スタッフの数も少なく回している方が多いので、ありがたい話なんだけれども、スタッフが今、そもそも募集しても来ない中で、高齢のスタッフの方を雇用しているケースがあつて、その方々はやっぱり電子決済にすごくスタッフ側も戸惑うケースがあるんだというお話を伺いました。

消費者側も、ある程度、一定期間、認知期間があったほうがありがたいというのもあるんですけども、御高齢のスタッフを抱えていらっしゃる場所も、実はスタッフの中にもそういう方がおられるというお話を伺ったので、その辺りをどういった形で対応していかれるおつもりがあるのか、そういったところは、お話として上がっておりましたでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） なかなかお答えが難しい話になるんですけども、基本的には、商工会、あるいは私ども補助を行う市役所としましても、今のところは、これは全事業所入っていただくことは本当にありがたく、そういうふうになっていけばいいかというふうには思っておるんですけども、なかなか全事業所加入が難しいのが本当の商品券事業の実態だろうと思います。以前は事業者の負担がありましたので、かなり見えやすかったんですけども、今は負担がないということで敷居は下がっている代わりに、本当のこの事業のもともとの流れが見えにくくなっているところがあります。それは、やはりこの商品券事業に賛同される事業者もおられますし、されない事業者もおられて、これは自由で任意でという現実がこの事業にはあろうと思います。その上で、やはりスタッフの教育といいますか、そういった手順のお話をした上で、参画、賛同していただける事業者をお願いすることに尽きるのかなというふうに思っておりますし、ぜひ、購入された市民の方が、こちらのお店でも使えるようになってほしいという声をお店のほうにお伝えいただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

あともう一つが、消費者側の視点として、御高齢の方に対してレクチャーする機会を設けていらっしゃるというお話を伺ったんですけども、ドコモの窓口とか割と公共施設とかでお伝えいただくよりも、実際、その年齢層の方々が足を運ばれる小売店とかと連動した形でやっていただく期間を、ほかの議員の方とも同じなんですけれど、ある程度そのレクチャーしていただく期間を設けた上で、フルで実施というのがスマートなのかなというふうに受け取っております。そういったレクチャーの場所の辺りですとか、そういったものは、お話し合いの中で出てきたりしたんでしょうか。お尋ねです。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） レクチャーをする期間の御質問でございます。

これ、まだ事業始まっておりませんので、補正ということで、実際やる時期になりましたら、そういう御意見も踏まえて、開始期間、開始日をやはり設定しながら、今の御意見をちょっと反映できるものがあれば、やっていく必要はあろうかと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 1 番、権藤議員。

○議員（1 番 権藤 英樹君） この後の、この議案に関しては総務産業常任委員会に付託をされますので、私から所感を申し述べるのは、このタイミングしかありませんので、たくさんの議員の後に大変恐縮ではありますが、私なりの視点で3点ほど質問と、あとは、この場での意見の提言というふうにさせていただきたいんですが。

先ほど市長に真摯に御答弁をいただく中で、そしてまた経過でも市長がお話しになりましたが、これまでも我々市議会議員全員と回数を重ねてお話もいただいた中で、私も、うきは市商工会の考え方や市長の説明について一定の理解をしておるつもりです。そしてまたデジタル化という流れも大変大切な流れだというふうに思っております。なので、逆に、そういった節目をしっかりと大切に進めていかないと、丁寧に進めていかないといけないということで、これだけの議員の皆さんが発言されているんだというふうに認識をしております。

その中で、今、市長がおっしゃられた、事業主体はあくまでもうきは市商工会である、そのとおりだと思います。ただ、やっぱり2,100万円もの市の補助を出す、そして、その補助のもちろん出どころは市民の皆さんからお預かりする税金であるというところからいきますと、やはり一定の公平性というのも少し考えながら、何が申し上げたいかという、利用者である市民の皆さんの、冒頭に熊懐議員等もおっしゃられた、高齢者をはじめとした、これまで使ってこられた皆さんの一定の意見というのも何かしらの形で反映をされなければ、事業主体は商工会で、目的は商工業の支援ということであっても、やはりこの補助が市の支出であるというところで一定お考えをいただかなければならないんだというふうに思います。

それともう一点、先ほどの高木議員の話ではないですが、もしこれをやられると——今後です、ね、いうときに、補助金というお金以外で市ができる補助についてもお考えになられたらいかがというふうに思いました。というのは、要は、先ほどおっしゃられてたような、高齢者の方とか、こういった機器類が苦手な方々に対して、例えば市役所の一角をお貸しして、そういったレクチャーをすとか、マイナンバーカードの普及でも、市役所以外でも市民生活課の皆さんが非常に土日まで尽力をして、ゆめマートだとか、そういった人の集まる場所でしっかりとフォローをやられてたおかげで、今、65%から70%ぐらいの普及に至っているというふうに思っております。そういった市としてできる金銭の補助以外のこともあると思いますので、そういったこともしっかりとサポートをいただいた上での御提案であれば、我々も一歩踏み込んで考えなきゃいけないのかなというふうに思うところであります。

2点目が、先ほど来、市長や課長の答弁の中で、県が補助を出すに当たってデジタル化を推進しているということをおっしゃられたんですが、今まさに福岡県が全国旅行割の一環として、「福岡避密の旅」というような形で地域振興券を——宿泊したときに地域で使えるクーポン券

を出しているんですが、これが現状でデジタルと紙の併用でございます。

何が申し上げたいかというと、やっぱり県が今、直近でやってらっしゃる、踏み込んで言えば、隣の大分県は全部デジタルでやっております。ですが、福岡県は紙とデジタルとを併用している。これはやっぱり福岡県が、外国人の方が多くみえたりする県でもありますし、県の種々考えがあって併用をされているんだと思いますが、恐らく、このプレミアム商品券等についても、今すぐ一気に呵成にデジタルにしろというようなことは県は申してないというふうに思います。それは、先ほどの熊懐議員がお調べになったところでも、そういう認識だというふうに理解をしました。

ですので、やはり早急に今、全てをデジタルにというところが、こういった議論経過を経て、そうふうになっているのかということをもう一度確認をする必要があるのかなというふうに思っております。

最後、3つ目になりますが、これは利用者視点なんですけど、よくデジタル化すると我々現役世代とか若い者が使いよいというふうに言われるんですが、正直、私もあんまり得意なほうではないんですが、それでも一応使いこなしてはいるほうなんですけど、いわゆる一時的に利用するもの、このプレミアム商品券は、購入して1万2,000円分とか2万何ぼとか、最大5万円なら5万円分、一時的に使ってしまったら、もうそこで終わりなんです。次の、半年後なのか1年後なのかにもう一回プレミアム商品券があるかもしれない。そのときにアプリをもう一度使用できるかもしれないんですが、もしかしたらないかもしれないという一時的なものであります。

今、ちまたでよく使われているようなペイペイだとか交通系のICとか、あとは、いわゆる電子マネーといわれる、スマートフォンなどにアプリをダウンロードして利用するような電子決済の電子マネー、こういったものは、常にチャージができて、常にコンビニや小売店等いろんな幅広いサービス網の中で利用できるんで、今、普及をしておりますし、皆さん、利用価値があるので、それを使っているんですよ。単に電子化がはやっているからというわけじゃないんです。

ですが、この今回のうきは市のプレミアム商品券、一度使ってしまったら、そのアプリは、次にプレミアム商品券を売るまで、携帯の隅のほうでずっとアプリとして何の機能も果たさずに残っているような状態になるというようなものであると思います。ですので、一度購入だけを考えているような域外からの旅行者であるとか、あとは、携帯の中のアプリの容量がいっぱいの方とかからすれば、わざわざそんなものをダウンロードしてまでこれを利用したいというふうに思うかどうか。今の世相も少し研究等をしていただきながら、しっかりお考えいただきながら、もっと、ほかの議員の意見にもありましたように、検討の余地があるのではないかとというふうに認識をしております。

質問というよりも意見を申し述べさせていただきましたけども、市長でも課長でも結構ですが、何か御答弁があれば、よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 幾つか御指摘をいただいているわけなんですけど、まず大きな話は、市民の皆さん、デジタルに不慣れなシニア層への配慮ということでいきますと、先ほどからお話しさせていただいていますように、事業主体である、うきは市の商工会としては、今までもやってきたんですが、今回、全て電子商品券ということになれば、一層の利用促進ということで、使い方の説明であったり、サポート窓口の設置を考えていると。そして、その時期はというのは、高木議員の質問に私どもの担当課長が答えましたように、十分、いわゆる導入前に、そういう配慮をお認めいただければ、しっかり私からも商工会のほうに申入れをしたいと、このように思っているところでもあります。

それから、議員御承知のように、もともとの事業というのは、商工会が事業主体で、福岡県が施策として商工会に投げ込んで、もし地元自治体が20%以上のプレミアムをつければ10%をつけますよという、結局、福岡県の商工部から商工会のほうに商工振興という形で投げられて、そして、自治体である、うきは市に相談があっていると。もっと言うと、前もって相談はなくて、何度も言うようですが、10月26日、いつも秋口に年1回、行政懇談会、議会の代表と私が出席させてやらせていただいているんですが、そこで初めて提案が出たということでもあります。そういうことも十二分に承知をしていただければと、このように思います。

それから、そうですね、年に1回だけで本当にデジタル化が促進するかというようなお話なんですけど、要は、大切なのは、私自身もあんまり弱いんですけども、こういうことをきっかけに一人一人がデジタル化社会に慣れ親しんでいくと。こういう意味でいけば、大きな効果があるのではないかと、このように承知をしております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） もう今、せっかく答弁をいただきましたので、あとはもう総務産業常任委員会のしっかりとした審議にお任せをしたいというふうに思っているんですが、市長の答弁の中で1点だけ、利用促進に当たっては、先ほど1つ御提案も申し上げましたが、市もお金だけではなくて、しっかりとそういった利用者のサポートを真剣に考えていただきたいということだけ要望して終わります。

○議長（江藤 芳光君） ほかにあるかもしれませんが、一応、私がお聞きするところはもうほぼ基本的なことは出尽くしたと思いますので、あとは総務産業常任委員会のほうに付託が予定されましたので、質疑をここで閉じさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） ありがとうございます。それでは、これで7款1項の質疑を終わらせていただきます。

次に、8款3項河川費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これは財源組替えです。質疑なしと認めます。これで8款3項の質疑を終わります。

次に、8款5項下水道事業費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 38ページをお願いします。

8款5項1目公共下水道費154万1,000円の減です。下水道事業会計の他会計補助金の減額に伴い、18節負担金が2,154万1,000円の減です。同じく他会計出資金の増額に伴い、23節出資金が2,000万円の増です。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款5項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。

39ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費、2目事務局費、18節負担金、補助及び交付金42万円の減額につきましては、給食費補足給付費補助金の実績見込みにより不用額を減額するものでございます。

19節扶助費1,300万円の減額につきましては、幼稚園施設等利用費及び預かり保育事業利用費の利用実績見込みにより減額するものでございます。内訳といたしまして、施設等利用費1,035万円、預かり保育265万円の減額でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。質疑なしでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 40ページをお願いします。

10款2項小学校費、1目学校管理費と2目教育振興費の10節、17節につきましては、関連がございますので、まとめて御説明したいと思います。内容といたしましては、文部科学省の学校保健特別対策事業、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業を活用いたしまして、各学校における感染症の影響を最小限に止めつつ、学校教育活動を継続できる環境を維持するこ

とを目的として実施するものでございます。

支援額全体としましては、児童数301人以上の学校、具体的には御幸小学校が135万円、児童数300人以下の学校、御幸小学校以外の学校につきましては、1校当たり90万円でございます。これまで支援金額全体を各学校に配分しておりましたが、今回は、まず支援金全体の5割を各学校に配分し、換気対策を徹底するための備品購入の経費としています。これを1目学校管理費に計上しております。

内訳といたしまして、消耗品費70万円は1校当たり10万円、備品購入費267万4,000円は、御幸小学校が57万4,000円、それ以外の小学校は1校当たり35万円としております。残りの5割は学校設置者が留保しておくこととなっております、学校管理費で各学校に配分した額を全部活用した後に学校で新型コロナウイルス感染者等が発生した場合、この留保分を活用することになっており、追加的に費用となる物品の購入費等に係る経費としております。この留保分を2目教育振興費の10節、17節として計上しております。

教育振興費の内訳といたしまして、消耗品267万6,000円においては、御幸小学校に57万6,000円、それ以外の小学校は1校当たり35万円。備品購入費70万円は、1校当たり10万円でございます。

1目学校管理費、2目教育振興費ともに、10節、17節の全額を令和5年度に繰り越して活用する予定としております。

2目教育振興費、12節委託料、大型提示装置設置委託料166万円の減額につきましては、入札執行残を減額するものでございます。18節負担金、補助及び交付金、修学旅行キャンセル等補助金64万5,000円の減額につきましては、御幸小学校の修学旅行が12月に完了いたしましたので減額するものでございます。なお、キャンセル料の該当はございませんでした。

19節扶助費153万2,000円の減額につきましては、給食支援金として給食費3か月分の支援を実施いたしましたので、その実績によりまして就学援助費の給食費分を減額するものでございます。内訳といたしまして131名分の3か月分としております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ、お伺いしたいと思います。

これ、中学校費と、さっきの繰越明許の分のところではございました。新年度、5月8日に、何ですかね、5類から2類に下がるということ、インフルエンザも、みんな一緒やろうと思うんですけど。

○議長（江藤 芳光君） 2類から5類。

○議員（5番 組坂 公明君） 2類から5類ですかね。全て一緒に扱われると思うときに、この消耗品費というのは、コロナに関して使うと。インフルエンザが流行したときやらには使えないと。そういったすみ分けができるんですかね。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） そのすみ分けは、なかなか難しいものはあるとは思いますが、手指消毒とか除菌するためのシートとか、そういうものとして新型コロナウイルスに関しても使ったということであれば、対象となると思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ということは、疑いがあれば使われるというような形で、学校。じゃないと、分かんないと思うんですよね。そういった疑いがあったときは、新型コロナウイルス予防のために消耗品を使わせてもらうというか、そういったので利用させていただくというような理解でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 国からの通知には、陽性者や濃厚接触者等となっておりますので、その5月8日からも濃厚接触者という定義がどういうふうになるのかなとは思いますが、陽性者だけではなく濃厚接触者も含めた感染者における感染防止対策となっております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。3回目。

○議員（5番 組坂 公明君） 大体了解しましたが、私が言いたいのは、陽性者とか濃厚接触者というのというのは、コロナウイルスだけではないんですよね、感染症というのは。インフルエンザも、家の人、誰かかかれば濃厚接触者。感染症としてですね。そういったのが学校ではっきり分からないもので、そういったのを疑いというような形で利用できるのかというのを質問したところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） まず、学校管理費に活用します分が、換気対策に使いなさいということで、備品の額が多くなっております。具体的にへパフィルターつき空気清浄機ですとかサーキュレーターですとか、そういう換気をよくするための備品を購入しなさいというふうになっております。それを全部活用した分、それと消耗品が10万円ずつございますけど、それを行った後でも陽性者等が発生した場合に、教育振興費に留保している分を使ってくださいということです。インフルエンザにおいては、濃厚接触者という定義はございませんので、インフルエンザにかかった方のみが出勤できない部分がございますけども、この補正した分に関しては、新型コロナウイルスに感染した分、または、その濃厚接触者分として、換気対策等の整備、それに伴う消耗品ということで計上させていただいております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わらせていただきます。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 41ページをお願いいたします。

10款3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費につきましても、10節、17節においては、小学校費と同様でございますので、まとめて御説明いたします。

内容につきましては、10節需用費、17節備品購入費ともに、小学校と同様に、文部科学省の新型コロナウイルス感染症流行に係る対策で学校保健対策事業を行うものでございます。支援額全体としましては270万円で、2校とも生徒数301人以上の学校ですので、1校当たりは135万円となっております。支援事業の内容といたしましても小学校と同様で、まず、支援金額の5割を換気対策に徹底するためのものとしております。こちらを1目学校管理費に138万4,000円として計上しております。内訳としては、消耗品20万円は1校当たり10万円、備品購入費114万8,000円は1校当たり57万4,000円でございます。残りの5割は学校設置者が留保しておく分となっております。2目の教育振興費の10節需用費、消耗品として115万2,000円、1校当たり57万6,000円、17節備品購入費20万円は1校当たり10万円として計上いたしております。

戻りまして、1目学校管理費、12節委託料155万円の減額につきましては、入札執行残を減額するものでございます。こちらは、浮羽中学校プール等改修工事設計監理委託料の入札執行残でございます。

2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金687万1,000円の減額につきましては、中学校2校の修学旅行が完了いたしましたので減額するものでございます。なお、キャンセル料の該当は1件で2万4,800円全額を補助いたしております。19節扶助費102万2,000円の減額につきましては、小学校と同様、給食支援金として給食費3か月分の支援を実施いたしましたので、その実績によりまして就学援助費の給食費分を減額するものでございます。内訳としては、71名の3か月分でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 生涯学習課の山崎でございます。

10款4項3目芸術文化振興費、18節負担金、補助及び交付金、文化事業費補助金の241万8,000円の減額になります。こちらについては、新型コロナウイルス感染拡大のために、10月に予定しておりました小学校の文化鑑賞会についてを令和5年度に延期、また、2月頃に予定しておりましたコンサートについては中止となったため、不用額のほうを減額するものになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 43ページをお願いします。

10款5項2目体育施設費、工事請負費1,214万4,000円の減額になります。こちらについては、総合体育館、うきはアリーナのメインアリーナの床部分の一部貼り替えを行う予定でしたが、資材や人件費高騰のために入札が不調となっております。また、一部貼り替えで予定しておりました範囲以外についても床のささくれが発生しており、万が一、事故が起きる危険性もあるため、全面貼り替えに変更して令和5年度に予算を計上するために、今回、全額減額するものになります。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） アリーナの入札が不調ということですが、何社ぐらい、入札は。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 予定価格が1,000万以上ですので、Aランク1社、Bランク3社の4社で行っております。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 市外と市内の。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 全て市内業者でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、12款公債費、13款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。山崎課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） ちょっと時間のほうもかなり押しておりますので、できるだけ要点を説明していきたいと思います。

44ページでございます。

12款1項公債費の1目元金、補正額3億5,914万5,000円、2目利子10万1,000円のそれぞれ増額でございます。毎年の起債償還額を減らしていくため、減債基金に積み立てておりましたので、今回、平成18年度から20年度に借入れを行いました臨時財政対策債、こちらの繰上償還を行うものでございます。

次に、45ページをお願いします。

13款1項1目予備費28万3,000円の増額でございます。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

続いて、歳入です。戻りますが、17ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税1億356万2,000円の増額です。国税収入の増額補正等に伴い、今回、追加交付されるものとなっております。

続いて、18ページをお願いいたします。

13款1項3目農林水産業費分担金258万円の減額です。6款1項8目の事業費の減額に伴うものでございます。

続いて、19ページ。

15款1項1目民生費国庫負担金91万8,000円の増額は、3款1項10目、国保の基盤安定負担金の増額によるものでございます。

3目教育費国庫負担金650万円の減額です。10款1項2目の先ほどの幼稚園施設等の利用費の減額に伴うものでございます。

20ページをお願いいたします。

15款2項1目総務費国庫補助金763万円の減額です。内訳は、2款3項1目のマイナンバーカード関係の補助金の減額382万9,000円等の減額です。デジタル基盤改革支援補助金については、2款1項11目の事業費の減に伴うもので350万円の減額でございます。

2目民生費国庫補助金1,044万2,000円の増額は、1節は、3款1項8目の地域介護・福祉空間整備等補助金の増によるもの、3節については、3款3項1目、社会保障・税番号関係補助金の追加内示分23万3,000円の増額となっております。

6目教育費国庫補助金458万5,000円の増額です。子ども・子育て支援事業費補助金は、10款1項2目の事業費の減額により14万円の減額、学校保健特別対策事業費補助金については、先ほど繰越明許費のほうでも説明しましたコロナ対策等の消耗品等で472万5,000円の増額補正となっております。

21ページでございます。

16款1項1目民生費県負担金1,052万9,000円の減額でございます。それぞれ、3款1項10目551万5,000円、3款1項11目501万4,000円、それぞれ減額で、特別会計繰出金へ充当するものとなっております。

2目の教育費県費負担金325万円の減額でございます。10款1項2目の分の減額でございます。

続いて、22ページでございます。

16款2項2目民生費県補助金1,265万7,000円の減額でございます。額の確定に伴い、それぞれ、重度障害医療対策費補助金については3款1項6目、子ども医療対策費補助金については3款2項3目、ひとり親家庭等医療対策費補助金については3款2項4目、それぞれ記載のとおり減額となっております。

5目農林水産業費県補助金1,570万円の増額補正でございます。6款1項7目のそれぞれの補助金の分の増額補正となっております。

9目教育費県補助金14万円の減額でございます。10款1項2目の子ども・子育て支援事業費補助金の減額となっております。

23ページでございます。

17款1項2目利子及び配当金、補正額960万3,000円の増額でございます。公共施設等整備基金以下、それぞれ基金の運用益分となっております。

24ページをお願いいたします。

18款1項2目まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税の分でございます。先ほども説明しましたように、企業の決算期を迎え、今後も企業版ふるさと納税を受け入れる可能性があるため660万円の増額をするものでございます。歳出のほうも、先ほど手数料のほうの補正をお願いしたところでございます。

次に、25ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金1億4,124万6,000円の増額でございます。地方交付税の追加交付や事業費の減額等により、財政調整基金を今回2億1,800万円減額をします。これにより、財政調整基金からの繰入れは差し引きゼロになるところでございます。減債基金3億5,924万6,000円は、先ほど説明しました12款1項の臨時財政対策債の起債の繰上

償還に充てるものでございます。

続いて、26ページでございます。

まず、22款1項2目民生債2,370万円の増額は、過疎対策事業債は、3款1項1目の社協の運営費補助の分でございます。合併特例事業債1,870万円は、3款2項6目の分のそれぞれの財源の組替えを行うものでございます。

続いて、4目農林水産業債840万円の増額でございます。1節農業債の内訳は、公共事業等債は、6款1項7目、6款1項8目にそれぞれ充当しているものでございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債については、6款1項7目の分となります。次の過疎対策事業債は、6款1項7目で1,670万円の減額です。次の過疎債は、6款1項8目農業競争力の基盤強化整備事業で400万円の減額となっております。2節林業債は、過疎対策事業債、6款2項2目の分1,140万円を増額して財源組替えを行うものでございます。

5目商工債300万円の減額でございます。過疎対策事業債、こちらは7款1項2目の分300万円の減額でございます。

6目土木債1,000万円の増額でございます。緊急自然災害防止対策事業債は、8款3項4目の財源組替えとなっております。

8目教育債1,330万円の減額でございます。過疎対策事業債は、10款3項1目の分150万円の減額でございます。3節社会教育債は、合併特例事業債が10款5項2目の620万円の減額と、過疎対策事業債で同じく10款5項2目の分が560万円、それぞれ減額となります。

9目災害復旧債410万円の増額補正でございます。公園災害復旧事業債は7款1項4目の410万円の増額。こちらは財源組替えということになります。

市債につきましては、合計で2,990万円の増額補正となります。

長くなりましたが、説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで、公債費、予備費及び歳入の質疑を終わります。これで議案第2号の質疑を終わらせていただきます。

時間が午後5時を過ぎました。あと残るところが特会のほうがございますが、皆さんの御意向に従いながら進めたいと思いますが、ちょっとだけ休憩入れてやりますか。（発言するものあり）あした。

なら、そういう声がございますので、それでは、皆さんの意向を踏まえながら、今日は、これ

で終了させていただきまして、明日、残った分の特別会計の質疑を行いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 本日は、これで延会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 5 時05分延会